

SS 過疎地対策ハンドブック

令和4年6月

はじめに

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。近隣に SS がいない地域では、自家用車や農業機械への給油、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送等に支障を来すおそれがあるなど、地域の石油製品の安定供給に問題が生じる可能性があります。

SS は地域の燃料供給拠点として、政府のエネルギー基本計画においても、地域の重要かつ不可欠な「社会インフラ」とされ、また産業の基盤であるため、SS の廃業が地域の衰退につながることを懸念されます。また、カーボンニュートラルの流れの中、従来の人口減少・燃費改善といった需要減少の要因に加え、電動車の普及等により SS 運営は厳しさを増しています。

こうした問題、いわゆる「SS 過疎地問題」は、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から全国的な課題になっています。

本ハンドブックは、SS 事業者、行政(自治体)、地域住民といった SS 過疎地問題が生活に影響を及ぼす地域の関係者の方向けに、それぞれの立場でどのような関わりが可能かを確認し、少しでも解決に向かうべく取り組めるよう作成したものです。

第 1 章では全国の SS および SS 過疎地の状況を振り返り、第 2 章では、主に SS 事業者が取り組める地域連携、効率化や多角化のメニューをご紹介します。

第 3 章では、燃料供給体制の確保に向けて必要となる取組について、行政、地域の住民といった関係主体別にご説明します。第 4 章では、これまで SS 過疎対策に取り組んできた地域の事例紹介を行います。最後に第 5 章で、SS に関するコストや省庁の支援メニュー、連絡先といった、SS 過疎地対策を検討する皆様が活用できるような基礎情報をご紹介します。

本ハンドブックは主な読者として、SS 過疎地問題にご関心のある SS 事業者の方、行政の方、地域住民の方を想定しており、関連する章は以下のとおりです。¹

章		SS 事業者の方	行政の方	地域住民の方
1.SS 過疎地の現状		○	○	○
2.SS 過疎地における事業の方向性		○		
3.地域における SS 過疎地対策の 「4 段階のプロセス」	(1)SS 事業者	○		
	(2)行政		○	
	(3)地域の住民			○
4.取組事例		○	○	○
5.基礎情報・支援ツール		○	○	

¹ 特に、SS 過疎地問題や燃料供給の課題について一から知りたいという方は 1 章から、先進事例を参考にしたいという方は 4 章から、取組の進め方を詳しく知りたい方は 2 章(SS 事業者の方向け)または 3 章(行政の方、地域住民の方向け)からお読みいただくとスムーズです。

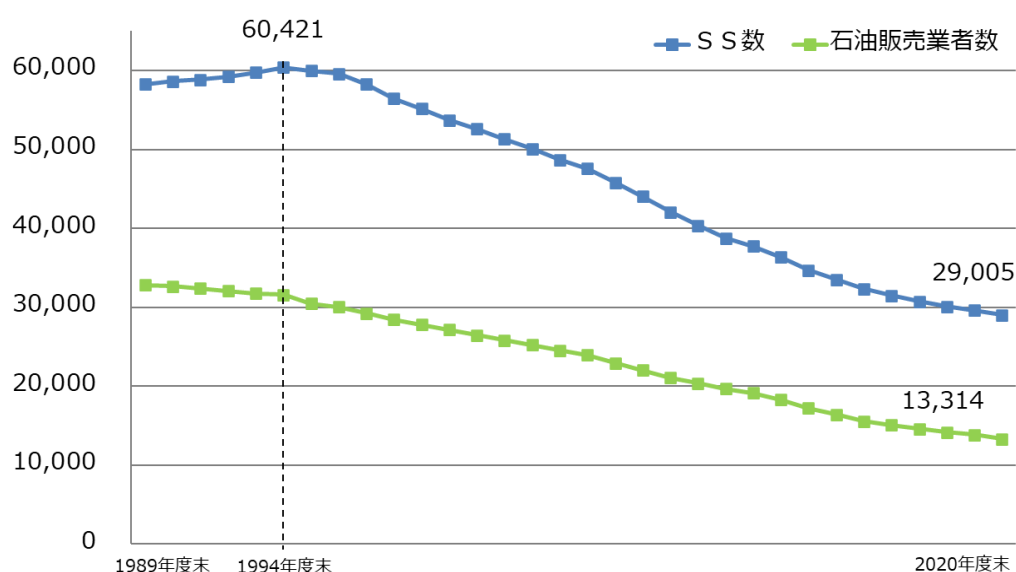
目次

はじめに	1
1. SS 過疎地の現状	3
(1) 石油製品販売業を取り巻く現状	3
(2) SS 過疎地について	4
(3) 道路距離に応じた SS 過疎地	6
2. SS 過疎地における事業の方向性	8
(1) SS の今後の方向性について	8
(2) SS の取組メニュー	10
3. 地域における SS 過疎地対策の「4 段階のプロセス」	15
(1) SS 事業者	15
(2) 行政	16
(3) 地域の住民	23
4. 取組事例	27
5. 基礎情報・支援ツール	41
(1) SS 運営に係る想定されるコストの試算	41
(2) 政府による支援について	43
(3) 最近の SS に関する規制緩和等の状況について	52
(4) 地方創生を巡る動き	55
(5) 石油業界関係事業者の取組	56
(6) 相談窓口	58

1. SS 過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は平成6年度(1994 年度)末をピーク(60,421 給油所)に、減少傾向で推移しています。(令和2年度(2020 年度)末時点で 29,005 給油所)



(出典)資源エネルギー庁調べ

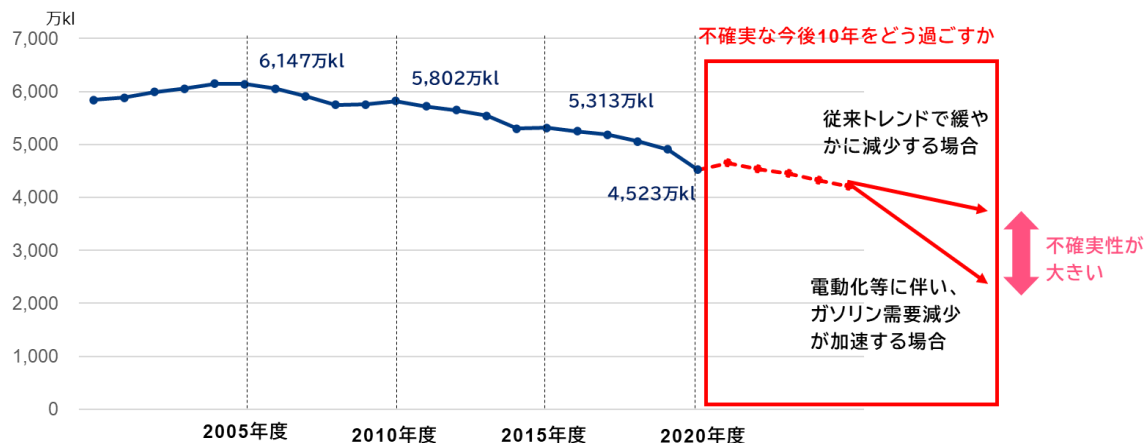
図 1-1 SS 数及び石油販売事業者数の推移

こうした中、2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。²

しかし、自動車は通常 10 年～20 年間使い続けるものであり、従来車(電動化がされていないガソリン車等)は 2035 年以降も残ります。また、商用車についても大型車を中心に、燃料の利用が残るとともに、乗用車等でも合成燃料(e-fuel)の商用化に向けた取組が進められており、現時点では、2030 年までに高効率・大規模な製造技術を確立、2030 年代に導入拡大・コスト軽減を行い、2040 年までに自立的商用化を目指しています。

² 運輸部門については、グリーン成長戦略(自動車・蓄電池産業)において、遅くとも 2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現できるよう包括的な措置を講じる、とされています。また、商用車のうち 8 トン以下の小型車は、2030 年までに、新車販売で電動車(ハイブリッド車やプラグインハイブリッド車等含む)20～30%、2040 年までに、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指すという野心的目標が定められています。

いずれにせよ、今後のガソリン需要は、電動車の普及拡大や、蓄電池の性能向上・コスト低減といった技術進展の度合いに大きく左右され、5～10 年程度の間は、従来の人口減少・燃費改善といった需要減少の要因に加え、電動車の普及等の大きな不確実性が加わることになります。



(出典)資源エネルギー庁統計、石油製品需要見通し

図 1-2 ガソリン需要の推移

(2) SS 過疎地について

全国の SS 数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。近隣に SS がない地域では、自家用車や農業機械への給油、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送等に支障を来すおそれがあるなど、地域の石油製品の安定供給に問題が生じる可能性があります。

SS は地域の燃料供給拠点として、政府のエネルギー基本計画においても、地域の重要かつ不可欠な「社会インフラ」とされ、また産業の基盤であるため、SS の廃業が地域の衰退につながることを懸念されます。

こうした問題は、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から全国的な課題になっています。

そこで、資源エネルギー庁では、市町村内の SS 数が3以下の自治体³を「SS 過疎地」とし、平成 24 年度末時点から SS 過疎地数及び市町村名をホームページで公表しています。SS 過疎地に該当している場合は、生活環境や防災上の観点から、石油製品の安定的供給に問題がないか、ぜひご確認ください。

³ 機械的に SS 数が3以下の自治体としているため、当面は問題のない市町村(例えば、SS が多数ある市町村に隣接している、主要国道があり、近隣市町村の SS に容易にアクセスできる等)も一部含まれております。

表 1-1 令和 2 年度末(令和 3 年 3 月 31 日)時点の SS 過疎地(343 市町村)

SS数が0箇所：10町村				SS数が2箇所：109市町村				SS数が3箇所：138市町村			
1 青森県	西目屋村	8 和歌山県	北山村	1 北海道	新篠津村	70 京都府	宇治田原町	1 北海道	歌志内市	70 新潟県	刈羽村
2 群馬県	明和町	9 山口県	和木町	2 北海道	島牧村	71 京都府	笠置町	2 北海道	知内町	71 福井県	池田町
3 富山県	舟橋村	10 鹿児島県	三島村	3 北海道	寿都町	72 大阪府	島本町	3 北海道	鹿部町	72 福井県	美浜町
4 大阪府	豊能町			4 北海道	真狩村	73 大阪府	忠岡町	4 北海道	江差町	73 山梨県	忍野村
5 奈良県	三宅町			5 北海道	留寿都村	74 大阪府	田尻町	5 北海道	厚沢部町	74 長野県	下諏訪町
6 奈良県	上牧町			6 北海道	京極町	75 大阪府	太子町	6 北海道	黒松内町	75 長野県	原村
7 奈良県	黒滝村			7 北海道	古平町	76 大阪府	河南町	7 北海道	喜茂別町	76 長野県	中川村
SS数が1箇所：86町村				8 北海道	浦臼町	77 奈良県	斑鳩町	8 北海道	仁木町	77 長野県	宮田村
1 北海道	木古内町	60 奈良県	野迫川村	9 北海道	沼田町	78 奈良県	安堵町	9 北海道	奈井江町	78 長野県	喬木村
2 北海道	ニセコ町	61 奈良県	上北山村	10 北海道	鷹栖町	79 奈良県	下市町	10 北海道	新十津川町	79 長野県	木祖村
3 北海道	泊村	62 奈良県	川上村	11 北海道	比布町	80 和歌山県	九度山町	11 北海道	雨竜町	80 長野県	大森村
4 北海道	神恵内村	63 奈良県	東吉野村	12 北海道	音威子府村	81 和歌山県	高野町	12 北海道	東神楽町	81 長野県	筑北村
5 北海道	赤井川村	64 和歌山県	美浜町	13 北海道	幌加内町	82 鳥取県	江府町	13 北海道	愛別町	82 長野県	野沢温泉村
6 北海道	上砂川町	65 和歌山県	太地町	14 北海道	幌延町	83 岡山県	奈義町	14 北海道	東川町	83 岐阜県	関ヶ原町
7 北海道	月形町	66 和歌山県	古座川町	15 北海道	津別町	84 岡山県	久米南町	15 北海道	上富良野町	84 岐阜県	神戸町
8 北海道	秩父別町	67 鳥根県	知夫村	16 北海道	小清水町	85 山口県	上関町	16 北海道	中富良野町	85 岐阜県	輪之内町
9 北海道	北竜町	68 岡山県	新庄村	17 北海道	置戸町	86 徳島県	勝浦町	17 北海道	南富良野町	86 岐阜県	安八町
10 北海道	初山別村	69 岡山県	西栗倉村	18 北海道	滝上町	87 徳島県	上勝町	18 北海道	占冠村	87 岐阜県	坂祝町
11 青森県	蓬田村	70 山口県	阿武町	19 北海道	西興部村	88 高知県	東洋町	19 北海道	和寒町	88 岐阜県	七条町
12 青森県	田舎館村	71 徳島県	佐那河内村	20 北海道	陸別町	89 高知県	奈半利町	20 北海道	剣淵町	89 岐阜県	御嵩町
13 青森県	風間浦村	72 高知県	田野町	21 北海道	鶴居村	90 高知県	安田町	21 北海道	下川町	90 静岡県	松崎町
14 秋田県	大湯村	73 高知県	北川村	22 青森県	今別町	91 高知県	馬路村	22 北海道	中川町	91 静岡県	西伊豆町
15 山形県	金山町	74 高知県	大川村	23 青森県	佐井村	92 高知県	芸西村	23 北海道	小平町	92 愛知県	東栄町
16 福島県	檜枝岐村	75 高知県	三原村	24 宮城県	七ヶ宿町	93 福岡県	遠賀町	24 北海道	苫前町	93 愛知県	豊根村
17 福島県	湯川村	76 福岡県	小竹町	25 秋田県	東成瀬村	94 福岡県	東峰村	25 北海道	遠別町	94 三重県	東員町
18 福島県	三島町	77 福岡県	赤村	26 山形県	西川町	95 福岡県	吉富町	26 北海道	猿払村	95 三重県	朝日町
19 福島県	昭和村	78 熊本県	水上村	27 山形県	舟形町	96 佐賀県	上峰町	27 北海道	中頓別町	96 京都府	大山崎町
20 福島県	中島村	79 沖縄県	大宜味村	28 福島県	鮫川村	97 佐賀県	大町町	28 北海道	礼文町	97 大阪府	藤井寺市
21 群馬県	上野村	80 沖縄県	嘉手納町	29 福島県	玉川村	98 熊本県	玉東町	29 北海道	利尻町	98 大阪府	千早赤阪村
22 群馬県	南牧村	81 沖縄県	渡嘉敷村	30 福島県	浅川町	99 熊本県	五木村	30 北海道	訓子府町	99 奈良県	山添村
23 群馬県	高山村	82 沖縄県	渡名喜村	31 福島県	楢葉町	100 大分県	姫島村	31 北海道	豊浦町	100 奈良県	平群町
24 埼玉県	横瀬町	83 沖縄県	南大東村	32 福島県	川内村	101 宮崎県	西米良村	32 北海道	壮瞥町	101 奈良県	曽爾村
25 埼玉県	長瀬町	84 沖縄県	北大東村	33 福島県	葛尾村	102 宮崎県	諸塚村	33 北海道	厚真町	102 奈良県	天川村
26 東京都	利島村	85 沖縄県	伊是名村	34 群馬県	下仁田町	103 鹿児島県	宇検村	34 北海道	中札内村	103 奈良県	下北山村
27 東京都	御蔵島村	86 沖縄県	多良間村	35 群馬県	川場村	104 沖縄県	東村	35 青森県	外ヶ浜町	104 鳥取県	若桜町
28 東京都	青ヶ島村			36 埼玉県	越生町	105 沖縄県	今帰仁村	36 青森県	大鰐町	105 鳥取県	三朝町
29 神奈川県	二宮町			37 埼玉県	東秩父村	106 沖縄県	座間味村	37 青森県	大間町	106 鳥取県	日野町
30 神奈川県	松田町			38 埼玉県	宮代町	107 沖縄県	粟国村	38 岩手県	平泉町	107 鳥根県	川本町
31 神奈川県	開成町			39 千葉県	一宮町	108 沖縄県	伊平屋村	39 岩手県	住田町	108 鳥根県	海士町
32 神奈川県	真鶴町			40 千葉県	睦沢町	109 沖縄県	久米島町	40 岩手県	普代村	109 岡山県	里庄町
33 神奈川県	清川村			41 千葉県	長柄町			41 宮城県	女川町	110 広島県	府中町
34 新潟県	粟島浦村			42 東京都	清瀬市			42 秋田県	上小阿仁村	111 広島県	熊野町
35 山梨県	西柱町			43 東京都	檜原村			43 秋田県	藤里町	112 香川県	直島町
36 山梨県	鳴沢村			44 東京都	奥多摩町			44 秋田県	井川町	113 香川県	琴平町
37 山梨県	小菅村			45 東京都	神津島村			45 山形県	朝日町	114 愛媛県	松野町
38 長野県	北相木村			46 石川県	川北町			46 山形県	鮭川村	115 高知県	本山町
39 長野県	平谷村			47 石川県	内灘町			47 山形県	三川町	116 高知県	越知町
40 長野県	根羽村			48 石川県	宝達志水町			48 福島県	桑折町	117 福岡県	須恵町
41 長野県	売木村			49 山梨県	早川町			49 福島県	磐梯町	118 福岡県	芦屋町
42 長野県	天龍村			50 山梨県	道志村			50 福島県	柳津町	119 福岡県	鞍手町
43 長野県	泰阜村			51 山梨県	丹波山村			51 福島県	泉崎村	120 福岡県	大刀洗町
44 長野県	豊丘村			52 長野県	南相木村			52 福島県	広野町	121 福岡県	糸田町
45 長野県	王滝村			53 長野県	青木村			53 福島県	大熊町	122 佐賀県	江北町
46 長野県	麻績村			54 長野県	飯島町			54 福島県	新地町	123 長崎県	東彼杵町
47 長野県	朝日村			55 長野県	下條村			55 群馬県	神流町	124 長崎県	小値賀町
48 長野県	高山村			56 長野県	大鹿村			56 群馬県	草津町	125 熊本県	南小国町
49 長野県	木島平村			57 長野県	上松町			57 群馬県	千代田町	126 熊本県	産山村
50 岐阜県	富加町			58 長野県	生坂村			58 埼玉県	滑川町	127 熊本県	津奈木町
51 岐阜県	東白川村			59 長野県	山形村			59 埼玉県	ときがわ町	128 熊本県	湯前町
52 京都府	井手町			60 長野県	池田町			60 埼玉県	美里町	129 熊本県	球磨村
53 京都府	南山城村			61 長野県	松川村			61 埼玉県	松伏町	130 宮崎県	綾町
54 兵庫県	播磨町			62 長野県	小谷村			62 千葉県	神崎町	131 宮崎県	木城町
55 奈良県	三郷町			63 長野県	小川村			63 千葉県	御宿町	132 宮崎県	椎葉村
56 奈良県	御杖村			64 長野県	飯綱町			64 千葉県	鋸南町	133 鹿児島県	十島村
57 奈良県	高取町			65 岐阜県	北方町			65 東京都	日の出町	134 鹿児島県	大和村
58 奈良県	明日香村			66 岐阜県	白川村			66 東京都	小笠原村	135 沖縄県	宜野座村
59 奈良県	王寺町			67 愛知県	大治町			67 神奈川県	逗子市	136 沖縄県	伊江村
				68 三重県	木曾岬町			68 神奈川県	中井町	137 沖縄県	与那原町
				69 滋賀県	甲良町			69 新潟県	出雲崎町	138 沖縄県	与那国町

(3) 道路距離に応じた SS 過疎地

市町村合併等に伴い、現在の市町村内では SS 数が 4 以上であったとしても、合併前の旧町村単位で見た場合には石油製品の供給に支障が生じている地域が存在する場合があります。

こうした場合、単純に市町村内の SS 数を見るだけでは、旧町村という単位も含め安定的に供給がなされているかはわかりません。

そこで、居住地から一定の距離圏内に SS が存在するかも重要になります。

資源エネルギー庁においては、「石油製品流通網把握システム」により、人口分布による住民の所在地と最寄り SS までの道路距離を算出し、最寄り SS までの距離が 15km 以上離れている地域がある市町村を抽出しました(表 1-2)。ここで抽出された市町村は、市町村内のどこかに住居と SS が 15km 以上離れている場所が存在するということになります。

こうした「道路距離に応じた SS 過疎地」についても住民への安定的燃料供給の観点から対応を考える必要があります。

各市町村の具体的な状況について確認したいという場合は、資源エネルギー庁石油流通課へご連絡いただけますようお願いいたします。

算出条件

1. 令和 3 年 3 月 31 日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があった SS。
2. 平成 27 年国勢調査に基づく人口(500m メッシュ)。
3. 道路距離算出の起点は、各メッシュの重心住所(重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした)。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SS が所在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上(高速道路、国道、都道府県道)及びそれ以外の道路で幅員 5.5m 以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員 5.5m 未満の道路も利用。

表 1-2 令和 2 年度末(令和 3 年 3 月 31 日)時点の居住地から最寄り SS までの道路距離が 15km 以上のエリアが所在している市町村一覧
(279 市町村、赤字は SS 過疎地。括弧内の数字は市町村内の SS 数)

1	北海道	旭川市 (80)	71	北海道	鶴居村 (2)	141	福井県	福井市 (76)	211	広島県	庄原市 (33)
2	北海道	釧路市 (56)	72	北海道	白糠町 (6)	142	福井県	敦賀市 (21)	212	広島県	神石高原町 (12)
3	北海道	岩見沢市 (25)	73	北海道	中標津町 (13)	143	福井県	大野市 (13)	213	山口県	山口市 (58)
4	北海道	留萌市 (9)	74	北海道	標津町 (6)	144	福井県	勝山市 (6)	214	山口県	萩市 (22)
5	北海道	紋別市 (15)	75	北海道	羅臼町 (4)	145	福井県	若狭町 (12)	215	山口県	岩国市 (44)
6	北海道	士別市 (11)	76	青森県	青森市 (72)	146	山梨県	甲府市 (60)	216	山口県	周防大島町 (10)
7	北海道	根室市 (17)	77	青森県	黒石市 (14)	147	山梨県	山梨市 (16)	217	徳島県	阿南市 (33)
8	北海道	深川市 (12)	78	青森県	むつ市 (34)	148	山梨県	南アルプス市 (30)	218	徳島県	美馬市 (24)
9	北海道	伊達市 (14)	79	青森県	佐井村 (2)	149	山梨県	早川町 (2)	219	徳島県	三好市 (21)
10	北海道	石狩市 (26)	80	岩手県	盛岡市 (57)	150	山梨県	身延町 (9)	220	徳島県	那賀町 (11)
11	北海道	当別町 (8)	81	岩手県	宮古市 (26)	151	山梨県	南部町 (7)	221	徳島県	海陽町 (7)
12	北海道	八雲町 (11)	82	岩手県	花巻市 (35)	152	長野県	長野市 (109)	222	徳島県	つるぎ町 (7)
13	北海道	長万部町 (6)	83	岩手県	北上市 (24)	153	長野県	松本市 (80)	223	徳島県	東みよし町 (10)
14	北海道	上ノ国町 (4)	84	岩手県	久慈市 (16)	154	長野県	飯田市 (44)	224	香川県	まんのう町 (9)
15	北海道	厚沢部町 (3)	85	岩手県	一関市 (48)	155	長野県	伊那市 (25)	225	愛媛県	宇和島市 (44)
16	北海道	今金町 (4)	86	岩手県	陸前高田市 (9)	156	長野県	大町市 (12)	226	愛媛県	西条市 (45)
17	北海道	せたな町 (8)	87	岩手県	釜石市 (12)	157	長野県	佐久市 (48)	227	愛媛県	大洲市 (22)
18	北海道	蘭越町 (4)	88	岩手県	雫石町 (7)	158	長野県	安曇野市 (36)	228	愛媛県	四国中央市 (34)
19	北海道	共和町 (7)	89	岩手県	葛巻町 (5)	159	長野県	佐久穂町 (7)	229	愛媛県	西予市 (26)
20	北海道	赤井川村 (1)	90	岩手県	岩手町 (9)	160	長野県	富士見町 (10)	230	愛媛県	久万高原町 (13)
21	北海道	新十津川町 (3)	91	岩手県	住田町 (3)	161	長野県	天龍村 (1)	231	愛媛県	内子町 (10)
22	北海道	愛別町 (3)	92	岩手県	大槌町 (5)	162	長野県	泰阜村 (1)	232	愛媛県	愛南町 (15)
23	北海道	上川町 (4)	93	岩手県	岩泉町 (10)	163	長野県	高山村 (1)	233	高知県	室戸市 (9)
24	北海道	東川町 (3)	94	宮城県	仙台市 (182)	164	長野県	山ノ内町 (8)	234	高知県	安芸市 (10)
25	北海道	美瑛町 (11)	95	宮城県	栗原市 (34)	165	岐阜県	高山市 (54)	235	高知県	南国市 (26)
26	北海道	上富良野町 (3)	96	秋田県	秋田市 (77)	166	岐阜県	関市 (35)	236	高知県	宿毛市 (17)
27	北海道	和寒町 (3)	97	秋田県	能代市 (29)	167	岐阜県	中津川市 (32)	237	高知県	四万十市 (23)
28	北海道	美深町 (4)	98	秋田県	大館市 (39)	168	岐阜県	飛騨市 (15)	238	高知県	香南市 (14)
29	北海道	中川町 (3)	99	秋田県	湯沢市 (21)	169	岐阜県	本巣市 (11)	239	高知県	香美市 (8)
30	北海道	幌加内町 (2)	100	秋田県	鹿角市 (14)	170	岐阜県	下呂市 (26)	240	高知県	北川村 (1)
31	北海道	増毛町 (4)	101	秋田県	仙北市 (19)	171	静岡県	静岡市 (139)	241	高知県	大豊町 (4)
32	北海道	苫前町 (3)	102	秋田県	上小阿仁村 (3)	172	静岡県	浜松市 (173)	242	高知県	いの町 (14)
33	北海道	羽幌町 (7)	103	秋田県	五城目町 (7)	173	静岡県	島田市 (30)	243	高知県	越知町 (3)
34	北海道	初山別村 (1)	104	秋田県	東成瀬村 (2)	174	静岡県	掛川市 (35)	244	高知県	津野町 (5)
35	北海道	遠別町 (3)	105	山形県	米沢市 (32)	175	静岡県	裾野市 (10)	245	高知県	四万十町 (19)
36	北海道	天塩町 (4)	106	山形県	西川町 (2)	176	静岡県	西伊豆町 (3)	246	高知県	黒潮町 (6)
37	北海道	猿払村 (3)	107	山形県	大江町 (5)	177	静岡県	川根本町 (7)	247	福岡県	築上町 (4)
38	北海道	中頓別町 (3)	108	山形県	川西町 (9)	178	静岡県	森町 (8)	248	長崎県	対馬市 (32)
39	北海道	枝幸町 (9)	109	山形県	小国町 (6)	179	愛知県	豊田市 (96)	249	長崎県	五島市 (31)
40	北海道	豊富町 (5)	110	福島県	福島市 (87)	180	愛知県	新城市 (18)	250	長崎県	新上五島町 (18)
41	北海道	幌延町 (2)	111	福島県	いわき市 (113)	181	三重県	津市 (77)	251	熊本県	八代市 (50)
42	北海道	美幌町 (11)	112	福島県	喜多方市 (23)	182	三重県	大台町 (8)	252	熊本県	人吉市 (16)
43	北海道	津別町 (2)	113	福島県	檜枝岐村 (1)	183	滋賀県	長浜市 (36)	253	熊本県	山都町 (15)
44	北海道	斜里町 (8)	114	福島県	柳津町 (3)	184	滋賀県	高島市 (24)	254	熊本県	水上村 (1)
45	北海道	置戸町 (2)	115	茨城県	高萩市 (5)	185	滋賀県	東近江市 (25)	255	熊本県	五木村 (2)
46	北海道	遠軽町 (18)	116	栃木県	鹿沼市 (37)	186	京都府	京都市 (150)	256	熊本県	球磨村 (3)
47	北海道	滝上町 (2)	117	栃木県	日光市 (44)	187	京都府	舞鶴市 (25)	257	大分県	中津市 (27)
48	北海道	興部町 (4)	118	栃木県	塩谷町 (6)	188	京都府	南丹市 (14)	258	大分県	日田市 (31)
49	北海道	西興部村 (2)	119	群馬県	前橋市 (82)	189	兵庫県	宍粟市 (24)	259	大分県	佐伯市 (40)
50	北海道	雄武町 (5)	120	群馬県	桐生市 (25)	190	奈良県	五條市 (7)	260	大分県	豊後大野市 (23)
51	北海道	豊浦町 (3)	121	群馬県	沼田市 (26)	191	奈良県	十津川村 (5)	261	宮崎県	延岡市 (42)
52	北海道	壮瞥町 (3)	122	群馬県	下仁田町 (2)	192	奈良県	上北山村 (1)	262	宮崎県	日南市 (29)
53	北海道	むかわ町 (7)	123	群馬県	片品村 (6)	193	奈良県	川上村 (1)	263	宮崎県	小林市 (33)
54	北海道	日高町 (12)	124	埼玉県	秩父市 (19)	194	和歌山県	田辺市 (46)	264	宮崎県	串間市 (15)
55	北海道	浦河町 (8)	125	埼玉県	小鹿野町 (4)	195	和歌山県	新宮市 (17)	265	宮崎県	西都市 (14)
56	北海道	上士幌町 (4)	126	東京都	檜原村 (2)	196	和歌山県	高野町 (2)	266	宮崎県	西米良村 (2)
57	北海道	鹿追町 (5)	127	東京都	奥多摩町 (2)	197	和歌山県	白浜町 (10)	267	宮崎県	木城町 (3)
58	北海道	新得町 (6)	128	新潟県	柏崎市 (29)	198	和歌山県	那智勝浦町 (7)	268	宮崎県	諸塚村 (2)
59	北海道	大樹町 (4)	129	新潟県	新発田市 (36)	199	和歌山県	古座川町 (1)	269	宮崎県	椎葉村 (3)
60	北海道	幕別町 (13)	130	新潟県	村上市 (39)	200	鳥取県	鳥取市 (59)	270	宮崎県	美郷町 (8)
61	北海道	豊頃町 (4)	131	新潟県	糸魚川市 (20)	201	鳥取県	倉吉市 (25)	271	宮崎県	日之影町 (6)
62	北海道	本別町 (9)	132	新潟県	魚沼市 (19)	202	鳥取県	八頭町 (5)	272	鹿児島県	出水市 (26)
63	北海道	足寄町 (7)	133	新潟県	阿賀町 (7)	203	鳥取県	三朝町 (3)	273	鹿児島県	薩摩川内市 (53)
64	北海道	陸別町 (2)	134	富山県	富山市 (130)	204	島根県	浜田市 (31)	274	鹿児島県	伊佐市 (14)
65	北海道	浦幌町 (5)	135	富山県	黒部市 (19)	205	島根県	益田市 (23)	275	鹿児島県	南大隅町 (7)
66	北海道	釧路町 (9)	136	富山県	上市町 (8)	206	島根県	津和野町 (4)	276	鹿児島県	肝付町 (9)
67	北海道	厚岸町 (8)	137	富山県	立山町 (10)	207	島根県	吉賀町 (7)	277	鹿児島県	宇検村 (2)
68	北海道	浜中町 (7)	138	富山県	朝日町 (6)	208	岡山県	備前市 (13)	278	鹿児島県	瀬戸内町 (11)
69	北海道	標茶町 (5)	139	石川県	小松市 (30)	209	広島県	広島市 (185)	279	沖縄県	東村 (2)
70	北海道	弟子屈町 (8)	140	石川県	加賀市 (25)	210	広島県	三次市 (32)			

2. SS 過疎地における事業の方向性

(1) SS の今後の方向性について

第2章では、SS 事業者が SS 過疎地において取り組む事業の将来的な方向性について、石油製品の販売量と経営の自由度を2つの軸として整理しました。ここでいう「経営自由度」は、経営資源のうち、主に人材、設備等、資金の3つを中心にしています。

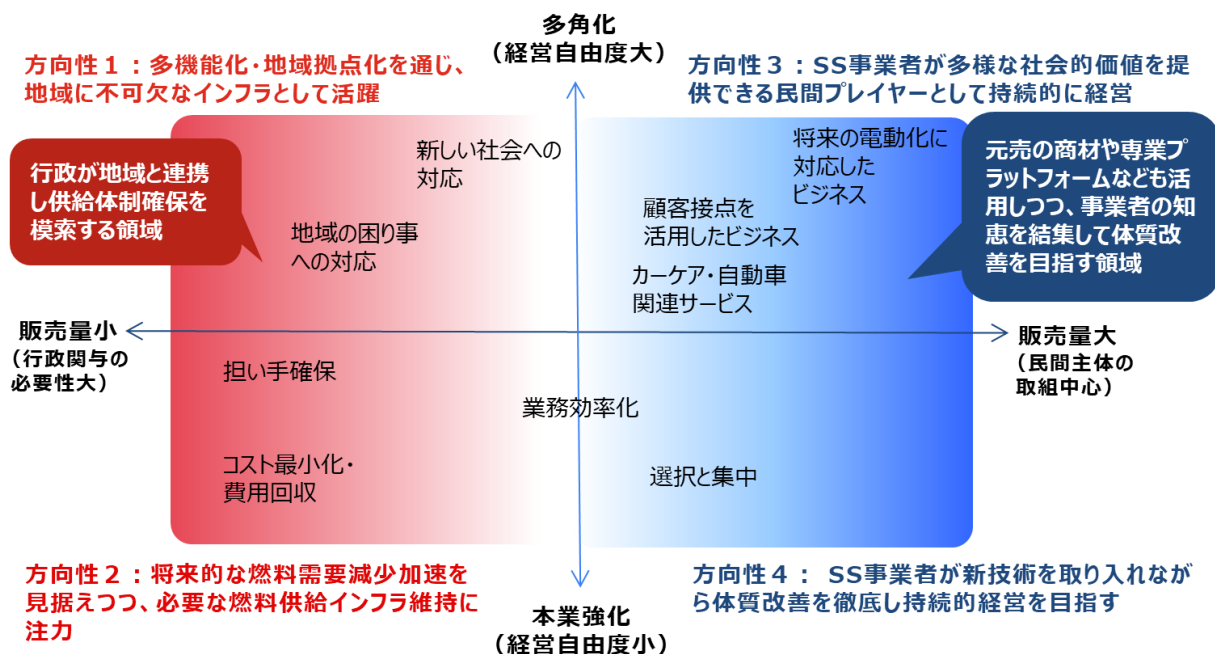


図 2-1 SS の今後の方向性

販売量が多い場合は、一定の収入が確保できるので、持続的な経営を目指す方向になります(青い領域)。逆に販売量が少ない場合は、経営が難しい状況になるので、地域や行政と連携していく必要があると考えられます(赤い領域)。

経営自由度が大きい場合は、経営資源を活かし、多角化により収入を増やし、SS を維持していくという方向になります。逆に経営自由度が小さい場合は、多くの業務に経営資源を割く余裕がないと考えられるので、本業を強化し、また業務も効率化するという方向になります。

次ページに、参考として、SS 事業者の皆さんがこの図のどの位置に該当するのか確認できるよう、簡単なチェック項目を用意しました。一つの目安として、ぜひ活用してみてください。

SS 事業者の皆さん向け:簡易チェック

あなたの SS の今後の方向性を診断してみませんか？

以下の2問について、はい、どちらでもない、いいえの3択でお答えください。

判定表に当てはめると、図のどの部分に自分の SS が位置付けられるかをおおまかに判断することができます。

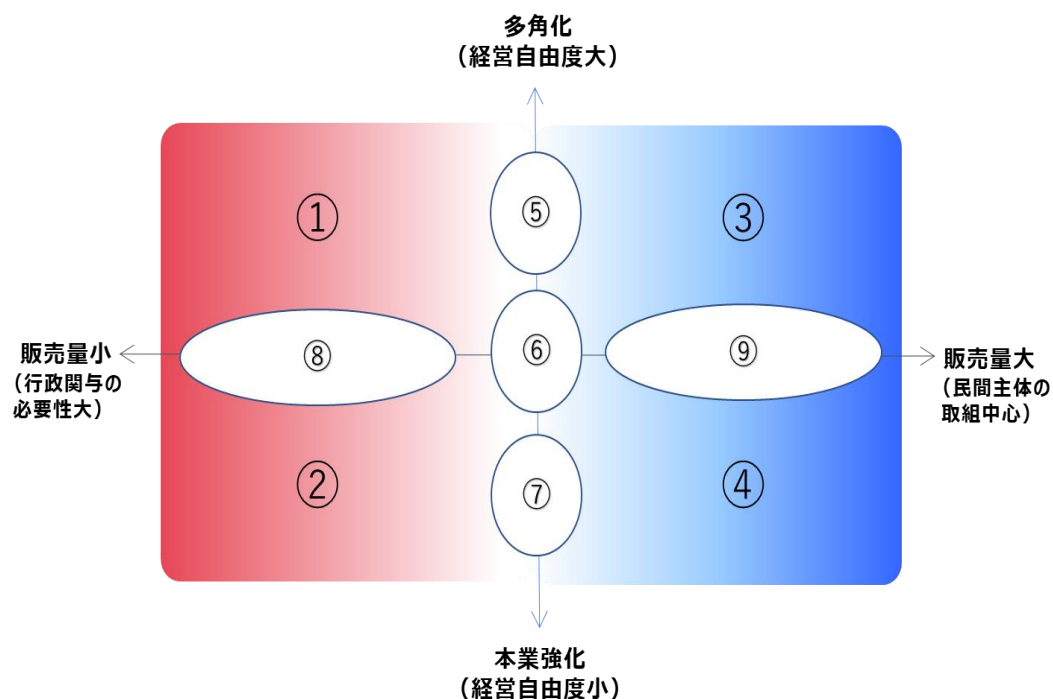
問1. 経営に困難を感じている

問2. 次のいずれかに該当し、改善が見込まれない

人手(従業員)不足である／敷地に余裕がない／油外ビジネスを考える余裕がない

<判定表>

問1 経営に困難を感じている	はい	いいえ	どちらでもない
問2 次のいずれかに該当し、改善が見込まれない ・ 人手(従業員)不足である ・ 敷地に余裕がない ・ 油外ビジネスを考える余裕がない	はい いいえ どちらでもない	はい いいえ どちらでもない	はい いいえ どちらでもない
結果	② ① ⑧	④ ③ ⑨	⑦ ⑤ ⑥



(2) SS の取組メニュー

ここでは、方向性1～4の中で、SS がどの部分に該当するかにより、重要となる取組メニューを紹介します。

なお、方向性1、2に該当する SS でも、新たな油外ビジネスを検討されている場合は、表2-3 の内容も併せてご覧ください。前ページのチェック項目で⑤～⑨に該当する SS の場合は、またがっている方向性のいずれか又は双方をご覧ください。

また、既存のサービスではない新たなサービスを試みたいが、採算が合うか不安で躊躇している等の場合は、資源エネルギー庁の実証実験として試行するという方法もありますので、石油流通課にご相談ください。

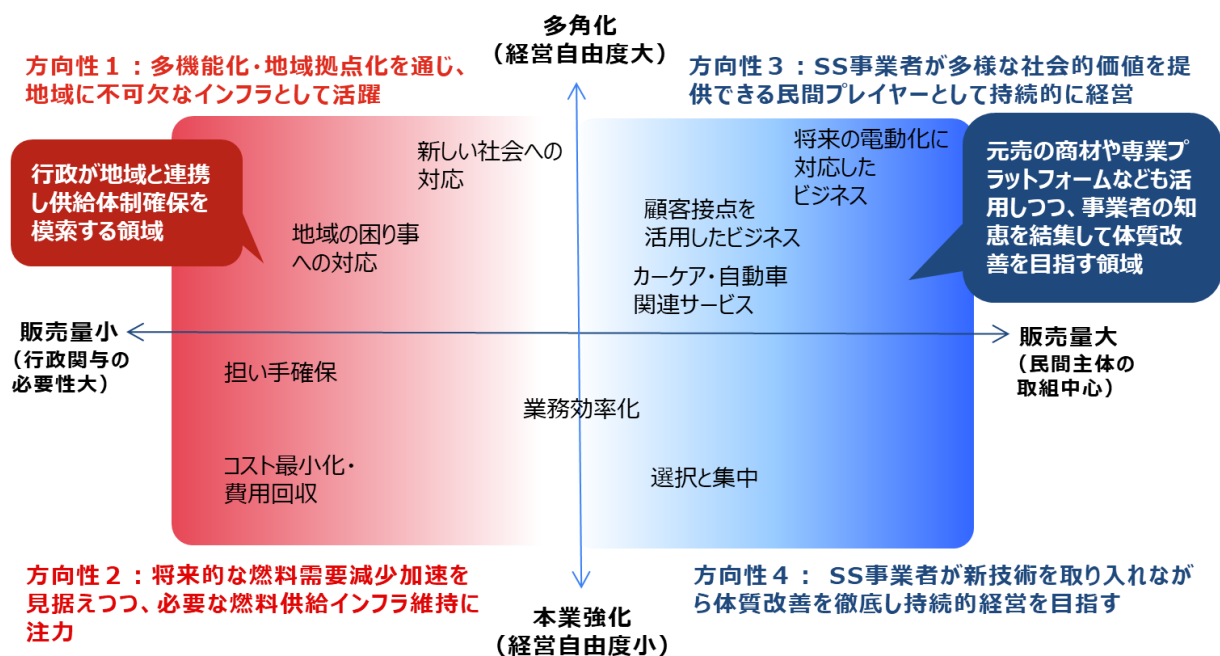


図 2-2 SS の今後の方向性(再掲)

1) 方向性1(販売量小×経営自由度大)

販売量が小さい場合は、顧客が限られているということであり、現状では大きな収入を見込むことができません。まずは SS に来訪してくださる方を増やすことが重要となるため、地域と密着した形の事業や行政との連携が重要です。

具体的には、敷地や従業員といった面で経営自由度が大きい場合、本業や油外ビジネスを行いつつ、地域の困りごとや顧客・住民のニーズに対応すること等によって、来訪者の増加や固定客化を期待し、収入増を期待する方向性になると考えられます。一定の顧客が確保できるのであれば、新規油外ビジネスを考えている場合も、投資に見合った収入が期待できると考えられます。

また、過疎地においては、高齢化等もあり、従業員の確保が難しい地域もありますので、短時間勤務の導入や表 2-2 の「担い手確保」のメニューなども参考にしてください。

表 2-1 地域と連携するメニューと概要

分類	メニュー	概要・課題
地域の困り事への対応	見守り	主に灯油配送と併せて行うことを想定しますが、人手に余裕があれば別事業として行うことも考えられます。 (考え方) ・ 収入としては、物販費や市町村等の業務委託費等が考えられますが、顧客開拓や継続性が重要となります。 ・ ローリーによる灯油配送では、スペースの関係上、配送可能なものの量は限られます(助手席の改造による実証事業の例もあります)。 ・ ポリタンクによる灯油配送であれば、配送物のスペースが確保できますが、ニーズについては検討が必要です。
	医療・介護	
	移動販売	
	宅配(日用品・宅配便等)	
	交通弱者対策	
	除雪	業務時間を調整し、担い手が不足しがちな除雪作業に従事し、副収入を得ることが考えられます。
新しい社会への対応	IT 関連事業	行政等のオンライン化・デジタル化が進む中、IT 関係の操作・対応が難しい高齢者等へのサポートを実施するもの。併せて来訪者による燃料油等の販売増が期待されます。
	電動車のメンテナンス拠点	自動車の電動化に伴い、部品・整備方法の変化に対応できるようなメンテナンス機能を提供するもの。地域における EV の普及度合いやメンテナンスのスキル取得が課題となります。
	新たな地域拠点	他の業種と連携し、SS を宅配ボックス等配送拠点やドローン拠点等として活用するもの。
	再エネ活用	地域の太陽光発電を活用した地産地消(EV 充電等)、非常用電源の供給に取り組むもの。

2) 方向性2(販売量小×経営自由度小)

販売量が少なく、顧客が限られている状況下で、経営自由度が小さい場合は、本業や既に行っている油外事業に重点化するとともに、効率化が求められます。

特に、人員面での制約がある場合、人員の融通の工夫や IT 機器の導入による効率化などが必要になってくると考えられます。

その他、来訪者を増やす観点からも地域密着や行政との連携がやはり求められると考えられますので、表 2-1 で掲げられた事業なども参考にしてください。

表 2-2 効率化のメニューと概要

分類	メニュー	概要・課題
業務効率化	配送効率化	スマートセンサーの使用、AI の活用、配送曜日の限定等により、灯油配送を効率化するもの。
	セルフ SS での AI 等活用	タブレット型給油許可システムによる業務効率化、アプリの活用による業務効率化とセールス強化、AI によるナンバー認識等によるセールス強化等。 ※AI による給油許可システムは現在開発中
	需要が大きい油種への集中	販売数量や収益が特に期待される油種の販売に集中し、業務負担の軽減を図るもの。
担い手確保	他業務の従業員の兼業	近隣の小売店舗や道の駅等での販売業務と給油業務を兼業するもの(「駆けつけ給油」)。行政・関係事業者との調整や雇用関係の整理が課題となります。
	地域の公共的サービスとの連携	地域に欠かせない公共的サービス(除雪、福祉等)と SS の従業員・業務を融通するもの。こういった業務なら対応可能か、また雇用関係、資格等の整理が課題となります。
	副業としての SS 業務支援	シルバー人材など短時間なら働ける人材の雇用、地域で新たに起業した現役世代による地域貢献などが期待できます。募集、雇用関係、資格等の整理が課題となります。
	IT の活用	タブレットを活用した給油許可等により、省人化に取り組むもの。投資、IT 活用スキルが課題となります。
コスト最小化・費用回収(人員面除く)	ハード面	地上タンク、ポータブル計量機等需要に応じた設備更新時の低コスト化を進めるもの。
	ソフト面	定額サービス、会員制サービス等によって、燃料油の販売量に左右されない収入確保を目指すもの。

3) 方向性3・4(販売量大)

販売量が一定程度確保できている場合は、一定の売上及び顧客が確保できているという状況であるため、現時点では積極的な経営の余地がある状態と考えられます。

そのため、石油製品の販売促進に加え、油外収入を増やすことで、持続的経営を目指すことになります。

また、経営自由度が少ない、つまり規模や人員面、敷地等に制約がある場合は、制約に応じて、導入可能な油外ビジネスを取り入れていくという方針になります。この場合、業務効率化も必要となると考えられますので、表 2-2 のメニューも参考にしてください。

表 2-3 油外ビジネスの主なメニューと概要

分類	メニュー	概要・課題
カーケア・自動車関連サービス	洗車・コーティング	既に多くの事業者が手掛けており、ノウハウも確立しているため導入が容易です。
	自動車部品販売(タイヤ等)	
	車検、自動車整備	給油客に対して自動車の整備関連サービスを提供するもの。検査・整備のための設備や資格、人的ノウハウが必要となります。自動車特定整備制度など新たな制度も創設されています。
	カーリース、レンタカー	SS の敷地内にて自動車のリース・レンタカー・販売サービスを実施し、石油販売にもつなげるもの。車を置くスペースの確保や、人員の確保が課題となります。
	自動車販売	
顧客接点を活用したビジネス	コインランドリー	給油客をターゲットにランドリーサービスを提供するもの。顧客の車移動との親和性も高く、無人でも運用可能です。
	物品販売(農作物、地場産品、コンビニ等)	SS の敷地に販売コーナーや店舗を構え、給油客への物販・飲食サービスを提供するもの。スペースや人員の確保、給油と物販・飲食の相乗効果の促進、兼業に伴う効率化が課題となります。
	飲食店(カフェ等)	
	配送サービス	LPG、生活用品等の配送。既存の配送サービスと組み合わせて行えばよいですが、新たに取り組む場合には、ニーズや人員の確保が課題となります。
	販売代理店	保険、電気、ガス等の販売。顧客にサービスを説明するための一定の知見が必要となります。
	駐車サービス	SS の敷地を活用した駐車サービスを提供するもの。イベント等臨時の貸し出しの場合は、運営方法が課題となります。
将来の電動化に対応したビジネス	その他	スマホ修理等。ノウハウが必要ですが、省スペースで行うことが可能です。
	EV 充電スタンド	敷地に EV 充電スタンドを併設するもの。燃料油減少リスクのヘッジが期待されますが、現状では売上が厳しく、さらに一定の顧客確保も課題となります。
	電力(再エネ、発電、小売等)	相対的に需要が残るエネルギーへの事業多角化。太陽光パネルの販売から、発電・小売事業まで様々な参画形態がありえますが、競争は激しく、電気事業のノウハウが必要となります。
	水素スタンド	水素自動車に対する燃料供給施設を併設するもの。一定規模の設備投資や敷地を必要としますが、現状では水素自動車が普及していないことから、需要確保が困難となっています。

資源エネルギー庁が発行した「SS 経営に関する優秀事例 100 選」に先進的な経営モデルを確立した SS の事例を地域別・取組別に多数掲載しているので、こちらもぜひ参考にしてください。

「SS 経営に関する優秀事例 100 選」

(平成 28 年 5 月、経済産業省 資源エネルギー庁編)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/pdf/017_b04_00.pdf

【資料 4 (別紙)】

SS経営に関する優秀事例 100選



平成 28 年 5 月
経済産業省 資源エネルギー庁 編

3. 地域における SS 過疎地対策の「4 段階のプロセス」

第2章では、主に SS 事業者が取り組める地域連携、効率化や多角化のメニューをご紹介しました。

このうち、地域や行政の関与が必要な方向性1、2のケースにおいては、SS 事業者のみならず、地元のプレーヤー、すなわち地元の市町村や、地域住民・企業、石油商業組合、石油元売が協働して、課題解決に取り組む体制を構築することが大切です。

こうした取組は、以下の4段階のプロセスを経ることとなります。本章では最初の2つの「課題の認知」「検討」の具体的な取組について、主体別にご説明します。



(1) SS 事業者

SS 事業者の皆様は、地域の燃料供給の拠点として重要な役割を担います。特に過疎地においては、地域のために使命感を持って経営されている方もおられます。

こうした過疎地における安定的な燃料供給のためには、行政も含めた地域との交流が重要です。役場等と意見交換ができるような関係を築いていただくことが、事業へのサポートにもつながると考えられます。

事業者の皆様が取り組めるメニューについては第2章(8 ページ)を、SS 過疎地対策の実例については第4章(27 ページ)をご参照ください。

(2) 行政

SS 過疎地対策において、まず重要なのは、課題の認知です。

これまでの事例でも、日頃から燃料供給の状況や問題について、行政が認知しているか否かで対応が大きく異なっています。重要なのは、住民は SS が存在するうちは問題に気づくことはまずないという点です。実際に SS が廃業し、生活に支障が生じる「困りごと」になるまでは、特に問題ないという認識であることがほとんどなのです。ですから、SS の状況等を行政が認知して、早めに対応が必要かどうかを判断し、取り組むことが重要です。

1) 「困りごと」になる前の取組

ここでは、問題が顕在化する前の段階で行っていただきたいことについてご説明します。まずは①から③までの「認知」のプロセスを実行していただき、備えていただくことをおすすめします。

① 担当部署・担当者の決定

第一歩として、窓口となる担当部署・担当者をお決めください。担当者がいなくては、SS 事業者の相談や住民の要望にも対応できないためです。

住民からの要望がないと動けない、問題がない状況で民業に口を出すことはできない、といった点もありますが、住民の声を聞くという意味で、まずは「窓口」を設けることが重要です。

② 市町村内の石油製品需要の把握

次に、自らの市町村内の石油製品の需要の「特徴」について、大まかで構いませんので把握してください。石油製品が地域でどのように使用されているは、住民の生活様式や土地の気候、経済活動によっても様々に異なりますし、それによって必要な対策も変わります。

石油製品の用途や地域における主なニーズは、一般的には表 3-1 のように整理できます。

表 3-1 石油製品と地域における主なニーズ

油種	用途	石油製品を巡るニーズ・実態
ガソリン	自家用車・原付バイク	過疎地では必需品。市街地に出かけない高齢者等への対応が求められる(市街地に出る住民は、市街地の安価な SS で給油する傾向にある)。
	軽トラック	移動、農作物運搬等多用途。
	農機具	地域での農作業を支える混合ガソリン。
軽油	建設機械、農業機械、トラック	農業、公共事業等地域を支える産業に不可欠な燃料。
	消防車、除雪車	遠方からの調達では、大雪等で道路が通行不能になった際、燃料切れで消火活動や除雪自体が困難になる。
灯油	給湯・暖房用(住宅・建築物、農業等)	寒冷地や過疎地では特に重要。配送ニーズも大きい。そのほか温浴施設等の大口需要もある。

これを参考に、地域の燃料需要の特徴をとらえていきます。例えば

- 高齢のドライバーが多いため、遠方での給油が難しいケースが多い
- 寒冷地のため、各家庭のホームタンクの灯油宅配需要が多い
- 除雪車向けの軽油を近場で給油する必要がある
- 公共事業が多いため、建設業関係の軽油需要が多い

等です。

また、災害時の対応についても検討する必要があります。具体的には、

- 緊急車両用のガソリン・軽油や必要に応じトラックや重機等の軽油
- 医療機関や避難所等の自家用発電設備や暖房用等の燃料

等の需要が生じますので、これらを確保可能かが市町村として考慮すべき点となります。

さらに、立地との関係では、例えば緊急用車両や公用車の給油には近隣の SS は遠すぎる、災害時に通行できる道が限られる(通行止めのリスクがある)等の場合は対応を考える必要があります。

面積の広い市町村であれば、これらを集落ごとに考慮する必要も出てきます。

まずは自分たちの住む地域での石油製品の需要について把握していただくことが、大事な第一歩になります。

③ SS 事業者とのコミュニケーション

最後に、地域の SS 事業者と日頃から対話できる関係性をぜひ構築していただければと思います。

SS の廃業の要因は、経営難、高齢、後継者難、施設老朽化など様々です。SS 過疎地等では地域に密着した SS が多いため、すでに関係を築かれている市町村も多いかと思いますが、こうした関係性を築くことにより、状況を把握でき、支援を含めた対応を検討することができます。

例えば、廃業せざるを得ない状況であっても、日頃から対話していた場合、その時期を早期に把握することが可能となり、対策を行う時間の猶予ができます。

なお、相談先としましては、資源エネルギー庁石油流通課だけでなく、各地方に経済産業局もあります。また、事業者団体として都道府県ごとに石油商業組合があります。本ハンドブックの巻末に連絡先がございますので、何か気になること、聞きたいこと等があれば、ご連絡ください。

以上の「認知」のプロセスを実行した結果、何かお気づきの点等があった場合は、備えの必要性や問題の所在を正しく認識して対策の準備を進めるべく、④から⑥までの「検討」のプロセスを進めていただくことをおすすめします。

④ SS 維持の必要性の検討

②の考察の結果、何かお気づきの点等があった場合、市町村内の石油製品の需要の特徴に基づいて、SS の維持の必要性について具体的に考えていくことが重要です。

例えば、日常生活において、居住地から距離のある市街地等に自家用車で頻繁に出かける方が多いのか、それとも 10km、15km 先まで気軽に移動できない方々が多いのかによっても、必要な燃料供給体制は変わってきます。後者の場合は地域の SS の維持が必要だと考えられます。

官用車という意味でも、例えば消防や救急車両の給油に毎回 10km、15km 先まで移動が必要となるのも大きな時間のロスとなり、多大なコストがかかってしまう場合もあると考えられます。

また、灯油の配送についても、遠くの SS 等では灯油を配送してもらえないケースもあります。こうした場合、身近な供給拠点があることが望ましく、特にホームタンクが基本の地域においては配送拠点が必要となります。

これまでの先進事例においても、SS を地域内に維持しておくことは、地域・集落の存続といったことにもつながります。ここではその意義について事例も含めご説明します。

■ 地域の生活機能低下の防止

SS は地域にとって生活インフラの一部であり、それが失われるということは、地域の生活機能低下を意味します。特に車が必須である多くの地域や暖房用の灯油が不可欠な地域では、SS という燃料供給の拠点が失われることは日々の生活の利便性の低下に直結し、中長期的には住民の流出にもつながります。過去の取組事例では、地域の衰退・消滅に危機感を抱き、生活基盤確保の一環として SS を支える動きがみられます。

【事例】 長野県売木村の場合

売木村は、高齢化率が高い一方で、村全体がコンパクトにまとまっており役場周辺で買い物や用事を済ませられることから、住民が村内で燃料を買う傾向がありました。このため、村では住民の利便性確保のため SS が必要と判断しました。

【事例】 長野県阿智村の場合

地域の特徴として、自分で灯油を買って持ち帰ることができないお年寄りが多いこと、また過疎地のため長距離通勤をする住民が多く、住民一人あたりの燃料消費量が多いことがありました。このため、村は住民の協力を条件に、SS の維持を決めました。

■ 産業基盤の維持

農業・林業、建設業等が基幹産業となっている地域も多くみられます。また、デイサービスや配送等、地域内を巡回する業務も存在します。そうした業務において、燃料油の調達に要する時間は業務効率に影響します。こうした生産性低下を防止し、産業基盤を維持する意義もあります。

【事例】 高知県四万十市大宮地区の場合

大宮地区では、農業が地域の基幹産業となっており、草刈機等農業用器具・設備への混合ガソリン等を調達する観点からも SS の重要性は高く、SS の存続が必要との判断に至りました。

さらに、災害時の対応についても考える必要があります。具体的には、以下のような観点があります。

■ 大雪の際の除雪対応

大雪の際に除雪体制が追い付かなくなり、立ち往生が起きることで交通障害が発生することも近年多発しています。地域内に SS が無いと、除雪車は少し離れた SS へ給油しに行く必要がありますが、交通障害発生時には事実上稼働困難となり、地域の孤立につながります。こうした事態を未然に防ぐためにも、地元には SS があることは大きな価値があります。

【事例】 岡山県西栗倉村の場合

西栗倉村では、冬季の暖房向けの灯油配送が不可欠であることに加え、過去に大雪で近隣の高速道路で立ち往生が発生したことがありました。もし村内に SS が無いと大雪の時に村の除雪車が動かせなくなる恐れがあることから、村内に SS が必要との判断に至りました。



■ 地震・大雨等による孤立時・停電時の対応

災害時には、周囲との交通が寸断され、地域が孤立することがあります。その場合、地域内の復旧手段の確保・生活維持・移動手段の確保を地域外に頼ることはできません。自らの手である程度の復旧、最低限の生活維持を行うための燃料の確保が必要となります。特に他地域への道路が限られている場合はこの視点は重要です。

■ 防災対応拠点としての整備

市町村によっては、道の駅などと併設した SS も含め、災害時に防災拠点としての活用を考えている例も見られます。その他、津波リスクのある地域では被災を避けるため高台に立地させ、災害時に円滑に燃料供給を実施できるよう体制を整備している例も見られます。

【事例】 和歌山県すさみ町の場合

江住 SS のある紀南地域の沿岸部では、南海トラフ地震の際に浸水の恐れがあることから、災害時に復旧用の重機への燃料供給拠点を確保するべく、標高 25m の高さにある「道の駅すさみ」の隣に SS を整備、運営再開しています。



このように、生活・産業基盤や住民生活のみならず、公的業務との関係、災害時等についても政策的な観点から検討する必要があります。

さらに一歩進んで、いざというときに備え、今後の地域の需要や人口の見込みも念頭に、しっかりと燃料供給について考えたいという場合は、資源エネルギー庁の方でSS過疎地等を対象とした燃料供給に関する計画(「SS 過疎地対策計画」)策定のための補助金がありますので、ぜひご活用ください(43 ページ 第5章(2)参照)。

⑤ 地域の支援と地域住民の意識醸成

多くの SS 過疎地における SS は人口減の影響で燃料販売量が少なくなっていると考えられます。地域の SS としての必要性を確認していただいた場合は、行政や地域の皆様の利用が重要になります。

行政による利用としては、緊急車両や官用車、庁舎などで使用する燃料の調達を地元 SS で行うことが挙げられます。こうした平時の「官公需」の契約と災害時の燃料供給協定を併せて結ぶことは、災害時の連携をスムーズにします。

例えば、公共施設でのタンク設置場所や口径、油種などを平時から把握していることが、災害時に迅速に対応できることにつながります。

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(閣議決定)でも、災害時の燃料供給協定を締結している場合は随意契約を行うことができるとされています。

また、地域の SS の必要性を住民の皆様に認識していただき、積極的な利用につなげることも重要です。特に燃料供給拠点としての重要性を広報すること等により、住民にそうした意識を持っていただくことが利用率上昇、ひいてはSSの継続につながります。

⑥ SS の運営に関する問題の解決支援

SS との対話の中で、廃業までにはまだ至らないものの、運営上の問題を把握できることがあります。こうした場合、具体的には以下のような取組が考えられます。

適切なアドバイスやサポートで、問題が解決することもありますので、SS の状況に応じて、可能な範囲での支援をお願いします。

表 3-2 主な運営上の問題と取組の考え方

運営上の問題	取組
法令に基づくタンクの使用期限等が来ている	国の補助金の活用を検討(資源エネルギー庁石油流通課、経済産業局、石油商業組合等へ相談)。
老朽化で設備に問題が生じている	設備によっては、国や県の補助金の活用があるので、国や県等へ相談。
人材確保が難しい	求人の周知、経験者やシルバー人材の紹介、関係団体の職員の兼務などの検討。
危険物を取り扱う資格者(乙4)が不足している	経験者紹介、資格の取得のサポートの検討。市町村によっては、職員が取得しているケースも存在します。

2) 実際に「困りごと」となった場合の取組

① 廃業の意向を事前に知った場合

地域のために、と SS 事業者が考えていても、高齢化や後継者難など、やむを得ない事情で事業者が廃業を選ばざるを得ないケースもあります。

しかし、それまで SS 事業者との一定の交流があれば、廃業の意向を伝えられたとしても、「概ね〇年後に廃業したい」等、時間的猶予があるケースが多いと考えられます。

そうしたケースでは、その時に向けて、改めて政策的に SS が必要なのかを精査することが必要となります。すでに地域の燃料供給に関する計画を立案している場合は、それにのっとって政策を進めることになります。

燃料供給に関する計画を立案していない場合であっても、やはり今後の燃料需給や人口等地域の将来見通しも含めて燃料確保について考えていくことが必要となります。特に需要の見通し(利用者等の見通し)に対するコスト計算(設備更新等の費用、ランニングコスト)、経営リスクの考慮等は重要です(41-42 ページ 第5章(1)参照)。

その上で、SS が必要であり、維持すべきという結論となった場合は、どのように経営していくのか、経営主体(民間に任せる、第三セクターや住民団体が運営する、市町村が財産を取得し、指定管理者が運営する等)や経営方法(その場所でそのまま運営するのか、改装工事をして運営するのか、移転して運営するのか)等を判断していくということになります。

ただし、このような場合は、有識者・専門家の意見、さらにはアンケート調査などに基づく住民の意向なども考える必要があるため、関係者が集まる会議体で、調査会社・シンクタンク等の活用等により、しっかりと検討を行う必要があります。

資源エネルギー庁では、補助金のみならず、過去の他の市町村の燃料供給に関する計画(「SS 過疎地対策計画」)や、策定時の会議体等に関する情報もご提供できますので、経済産業局や石油流通課にお問合せください。

② 急な廃業に直面した場合

市町村と SS の関係が近くない場合は、(市町村や住民から見た場合)突然 SS が廃業するという事態が起こりえます。また、関係を密にしているにもかかわらず突発的な事由により廃業の危機が生まれることもあります。こうした場合の対処は、これまでご説明してきたことと手順は同じです。

違うのは時間的猶予です。急な廃業の場合には、時間的猶予が限られるので、マンパワーや予算の確保等が非常に厳しくなります。また、仮に事業継続が可能になった場合でも再開まで空白期間が生じる可能性があるため、その間の燃料供給ができなくなる

問題が生じます。

こうしたことが生じないよう、日頃からコミュニケーションをとり、SS の現状や課題を把握することが重要です。

(3) 地域の住民

近年、少子高齢化など地域を取り巻く環境が変わる中で、地域のビジョンや集落の計画を考える機会が増えているのではないのでしょうか。その中の一つとして、ガソリンや灯油、軽油といった燃料の問題もぜひお考えいただければと思います。具体的には、SS で入手する燃料を、日常生活のどの場面で使用しているのか具体的にイメージしながら、ご自身の立場だけではなく地域コミュニティの持続性の立場からお考えいただくかたちになります。また、SS の経営の継続には、地域の住民の皆様が日常的に利用していただくことが不可欠です。普段から地域の SS が便利で必要だと感じていただけている場合は、ぜひ積極的な利用をお願いします。

しかしながら、いざ SS の経営が継続できなくなったときには、住民の皆様の声がないと市町村も積極的に動くのが難しい部分もあり、住民の皆様の声や活動が対策実施に重要な役割を果たします。

ここでは、SS が廃業する事態となった状況で、地元の住民の皆様の中に危機感を持たれた方がいらっしゃった場合、どのように対策を進めていくかをご紹介します。

① SS の問題への気づき

現実的には、地域の住民の皆様が問題にお気づきになるのは、SS の廃業という事態に直面した時がほとんどです。

こうした場合、どのような対応が可能なのでしょうか。

まずは市町村の担当課に相談してみましょう。窓口がない場合は、役場に問合せみてください。また、「市民の声」への意見や、日頃からお付き合いのある職員の方がいればその方への相談でもかまいません。これにより、市町村に問題意識を共有できれば、対応が期待されます。また、すぐに対応がなされなかったとしても問題を市町村に「認知」してもらうことは重要なことです。

仮に、市町村から十分な対応が得られず、一方で時間がないと考えた場合、住民の皆様主導での活動を考えることになります。

この場合、まずは「SS がなくなると住民生活に支障が生じるのでは？」と危機感を感じた方々のグループで話し合っただけであればと思います。例えば自治会、町内会、青年部など既存の組織内で話し合うことでももちろん構いません。

そのグループの中で、SS がなくなるとどういう困ったことが起こるのか、大まかで構

いままので、考えてみてください。

地域により状況は異なりますが、起こりうる「困りごと」としては、具体的には以下のような項目が挙げられるかと思います。

- 平時から、近隣の他の SS まで給油に行くのが大変か
- 冬期に、雪の中、近隣の他の SS まで多くの住民が給油に行けるか
- 灯油の宅配を近隣の他の SS が行ってくれるか
- 災害時に近隣の SS で燃料が確保できるか

等

考察の結果、やはり SS が必要なのではないかという結論に至れば、次のステップに移ります。

② 関係者との相談

SS が必要だとグループ内で認識が共有された場合、市町村や SS 事業者と具体的な相談を進めていくことになります。

市町村の担当課が判明すれば、相談するメンバーを選します。基本的にはこの後の相談は数名で行われるので、ここで選ばれたメンバーが今後の相談や交渉を進めるメンバーということになります。

話し合う内容は、現状の地域がおかれている状況の確認と、その中で地域の燃料供給をどうしていくのかの2点になります。まずは SS の運営を継続することで問題を解決できるか、あるいは SS の継続以外の方法で問題を解決できるかということです。

その上で、SS の継続についてしっかり検討する必要がある、という結論になれば、例えば住民アンケート等により住民の意向を確認する必要がありますし、地域での燃料需給見通しなど定量的なデータを元に考える必要が出てくる場合もあります。こうした検討には市町村の力が必要になります。

こうした検討をどこまで行うかも含め、市町村や SS 事業者と話し合う必要があります。

③ 住民の支援

SS の廃業の原因が経営上の問題である場合は、住民の皆様の支援で解決することもあります。具体的には、住民の皆様で SS を支えるという意識を共有していただき、積極的にこの SS で購入をするよう働きかけていただくこと等が考えられます。

住民の皆様の利用促進には、必要性や利用の呼びかけや市町村と連携して広報を行うことが重要です。市町村の広報誌や自治会の会報、SNS などを使用することも考えられます。こうした広報により、利用促進を図り、経営面での支援をする必要があります。

【事例】 大分県杵築市大田地区の場合

SS 維持の取組主体である住民自治協議会の広報誌の発行頻度を年 2 回から毎月を増やし、SS に関する情報や協議会の取組をタイムリーに伝えることで、地域住民への意識づけを行いました。

特に、採算の観点から SS 存続のために必要な灯油配達戸数を広報誌に明記したうえで、灯油配達希望者の調査を行うなど、広報誌を用いて SS 廃業の危機感を地域全体で共有することで、地区の SS の利用を増加させることに成功しました。

④ SS の事業承継

事業者の廃業の意向が変わらず、そして、やはり SS が必要と判断された場合は、SS の経営を別の主体が引き継ぐという選択肢があります。この場合、どのような体制で承継するかを検討する必要があります。

具体的には、

- 経営上の諸問題(経費、人員等)をどう解決するのか
- どのような継続方法があるか(そのまま引き継ぐ、リニューアルする、移転する等)
- 継続する場合の所有者や運営主体をどうするのか
- 人口の動向や需要見通しを踏まえ、持続可能な経営が可能か

等の様々な問題を検討する必要があります。民間事業者で引き継ぐ方がいけばベストです。それがかなわない場合は、SS を市町村が譲り受け、指定管理者制度を活用して、経営を任せるといったケースが考えられます(いわゆる「公設民営」の SS)。この場合、民間事業者に加え、市町村の関係団体(第三セクター等)や住民団体が経営主体の候補となります。

仮に、住民団体で承継となった場合は、一般には会社を設立することになりますが、経営上の問題による住民の負担を避けるため、税理士や中小企業診断士といった専門家の参画が必要となります。できれば行政や商工会なども含めしっかりとした協議会を組織することが重要です。

経営を引き受けるということは容易ではなく、

- どういった組織が引き継ぐのか(法人等)
- 経営者や代表はどうするのか
- 資金需要の見通しやそれに基づく資金確保(国や県の補助金や市町村の支援含む)
- 必要な人材確保(特に危険物取扱者乙種4類の有資格者、ローリーを運転できる免許を保有している者の確保)

などを中心に様々なことを決めなければならないので、専門家や行政の助力が必要だからです。また、SS の営業のみでは採算面で厳しいケースも多いため、他の事業との連携も重要になってきます。

【事例】 大分県杵築市大田地区の場合

運営面では、経営者の選任、経営主体の構築が最大の課題でした。最終的には地域課題を解決する組織として、住民自治協議会の会長が代表となり、趣旨に賛同する有志で会社を設立することになりました。市担当者が地域内外の多様な主体を巻き込み、短期間での調整・体制構築を行うことができました。また、ガバメントクラウドファンディングの活用により、地域住民のみならず、出身者や地域に関係のある方にも、SS 維持に参加してもらうことができました。

なお、採算の見通しなど経営面については市町村が燃料供給に関する計画を作成し、その際にしっかり検討しておくこと、見通しが立てやすくなると考えられます。

難しい部分もありますが、こうした点をクリアすることで円滑な事業承継ができることとなります。

4. 取組事例

第3章では、「課題の認知」「検討」について主体別に説明しました。

第4章では、「実践」「評価・改善」について、既存の市町村や地域・SS における取組事例と、取組のポイントについてご紹介します。

また、他の業種で過疎地域におけるサービス維持の取組を行っている 2 社の事例を掲載しています。あわせて参考にしてください。

番号	市町村(法人名)	概要
(1)	宮城県七ヶ宿町 ^{しちかしゆくまち}	町有民営 SS の老朽化に伴い、賑わい拠点施設内付近に移転・新設。併せて 2018 年度に燃料供給計画を策定し、町内の安定的燃料供給確保を目指す。
(2)	秋田県仙北市	存続の危機に直面した SS に対して、市がコンソーシアムを立ち上げ、補助金を活用した地域エネルギー拠点としての強化、灯油配送の効率化を実施。
(3)	長野県阿智村 (そのはらエスエス株式会社)	事業者の撤退意向を受け、地域住民が出資し、株式会社を設立、SS を再開。(2010 年～)
(4)	長野県売木村 ^{うるぎ}	村民有志が承継した SS の老朽化に伴い、村が燃料供給計画を策定の上、新たに地上タンク型の SS の実証実験を行う。その後同 SS を借り受けて営業継続。
(5)	岐阜県白川村	事業者の撤退意向を受け、2019 年度に燃料供給計画を策定し、村内の安定的燃料供給確保を模索。2021 年度より村が 10 年間運営補助を行うことで SS の存続が決定。
(6)	奈良県川上村 (一般社団法人かわかみらいふ)	事業者から撤退意思表示のあった SS を、村民主体の生活支援等を行う一般社団法人が事業承継。(2017 年～)
(7)	和歌山県すさみ町	廃業した SS を町が買い取り、公設民営の SS(指定管理者による運営)として再開。(2017 年～)
(8)	岡山県津山市阿波地区 ^{あば} (合同会社あば村)	事業者の撤退に伴い、地域住民の共同出資による合同会社を設立し、SS・小売店舗を運営。(2014 年～)
(9)	岡山県西栗倉村 ^{にしあわくらそん}	事業者の撤退意思表示を受け、村 100%出資の第三セクターの株式会社が指定管理者となり、SS を承継。(2020 年～)
(10)	高知県四万十市大宮地区 (株式会社大宮産業)	事業者の撤退に伴い、地域住民の共同出資による株式会社を設立し、SS・小売店舗を運営。(2006 年～)
(11)	大分県杵築市大田地区 (合同会社おおた夢楽)	事業者から撤退意思表示のあった SS を、住民有志の合同会社を設立して事業承継。(2022 年～) ガバメントクラウドファンディングで設備資金調達。 過去に灯油配送の定期化を実施。

(令和4年3月末時点)

(1) 宮城県七ヶ宿町

しちかしゆくまち

■ 経緯

2010年に、町内2箇所のうち1箇所のSSが、地下タンクの老朽化、事業主の高齢化、後継者不足により廃業し、公設民営に転換しました。その後、地下タンクの更新期限が迫り、運営事業者が撤退の意向を示したことから、旧施設での営業を終了し、町内の賑わい拠点施設「なないろひろば」内に移転し、新たな事業者により2019年1月に七ヶ宿セルフSSとして再開しました。

■ 主な取組内容・成果

- **需要の確保:**「なないろひろば」に移転し、施設がセルフ方式にリニューアルされたことで利便性が向上し、利用者、売上ともに増加しています。また、七ヶ宿町商業振興会発行の商品券が利用可能となっています。地域住民に加えて、国道を利用して日本海側と往来する車両の利用も多く、その点からも重要なインフラとなっています。
- **SS 併設の施設における取組:**「なないろひろば」は地域のコミュニティスペースとして使われています。また、SSに併設の「便利屋商店」は主に日用雑貨等を販売しており、町内における食料品等の移動販売車の運営も行っています。
- **担い手の確保:**SS 開店時より、町への移住者を積極的に雇用して担い手を確保しています。
- **中長期に向けた取組:**町では、住民の不安を払拭し、安心して住み続けることができる地域づくりを進めることが必要と考え、町民アンケートを実施の上、2018年度に「七ヶ宿燃料供給体制確保計画」を策定・公表し、中長期の燃料供給のあり方についても検討しました。



賑わい拠点施設「なないろひろば」



七ヶ宿セルフ SS

(2) 秋田県仙北市

■ 経緯

仙北市で 2 箇所の SS を運営する中央商会は厳しい経営が続き、消防法規制への対応の負担も大きく、桧木内 SS は存続の危機に直面していました。

他方、経営者が地域住民に対する SS の重要性を認識していたこともあり、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げ、2016 年度に補助金を活用して実証事業に取り組みました。これを元に、灯油配送の効率化を進めるとともに、新たに除雪事業に取り組むことにより経営改善を実現しました。

■ 主な取組内容・成果

- 多角化の取組：
 - 灯油配送の効率化：実証事業にて、地域の世帯に大型のホームタンクを貸し出し、配送日を固定化することで配送の効率化に取り組みました。その結果、前年度から灯油の配達時間が 53%減少しました。現在まで同じ水準を保ち、経営改善に貢献しています。
 - 油外収入：補助金を活用して除雪機を購入し、除雪事業を開始しました。仙北市と協力・連携して、地域住民の除雪ニーズに対応、除雪による増収も継続しています。また従来からの米の販売等も重要な収入源となっています。
- 需要の確保：地理的条件等により、当該 SS の利用者は限られているため、普段利用する方々にとって利用しやすく、安心でき、親しみやすい SS となるよう運営し、顧客を確保しています。



ひのきない
桧木内SS



灯油配送の様子

(3) 長野県阿智村(そのはらエスエス株式会社)

■ 経緯

2010年2月、JAが所有するSSの閉鎖に際し、JAの委託を受けていた運営者から村に支援の要請がありました。これを受けた村は、高齢者向けの灯油配送や農業用の混合燃料販売も考慮し、会社設立や10年間の運営継続等を条件に支援を決定。地元の智里西地区の住民が共同出資により「そのはらエスエス株式会社」を設立し、施設・設備はJAが村に譲渡することで、2010年12月に公設民営のそのはらSSが再開しました。

■ 主な取組内容・成果

- **地域住民の自分ごと化:**住民有志で委員会を立ち上げ、検討や関係機関との折衝、住民への出資の呼びかけを行いました。結果として、地区住民9割以上が出資に応じ、合計約200万円を出資して会社を設立しました。
- **運営体制の構築:**事業継続には地下タンクの更新が必要であったため、村は1,000万円の設備更新費用の予算を措置するとともに、JA側からも同額の支援を受けることができました。
- **需要の確保:**村として、住民への利用の働きかけを行うとともに、工事業者にも優先的にそのはらSSを利用するよう呼びかけています。
- **担い手の確保:**地元住民を雇用することで人員を確保しています。



そのはら SS

(4) 長野県^{うるぎ}売木村

■ 経緯

2014 年 3 月に村唯一の SS が、従業員の高齢化、地下タンクの使用期限到来を理由に閉鎖の意思を表明しました。これを受け、2015 年に住民有志による「ガソリンスタンドを残す会」が発足、存続について協議を行いました。その結果、売木村観光協会及び「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぐこととなりました。

しかし、油面計設置によりタンク使用期限を延長したものの、その期限が 2023 年であること、自立的な経営は厳しく、村からの補助金により維持できている状態であること等を踏まえ、村は今後のあり方を検討することとし、2018 年度に「SS 過疎地対策計画」を策定しました。

それを踏まえ、現在の SS を廃止する一方で、経済産業省の補助金により、道の駅の隣接敷地において地上タンク型 SS の実証実験を実施、2020 年の実証実験終了後その施設を借り受け、営業を続けることとなりました。

■ 主な取組内容・成果

- **運営体制の構築**:生活機能の村内依存度の高さ、燃料の村内購入率の高さ、高齢者世帯の灯油宅配需要等から、村は生活基盤の一つとして SS が必要と判断し、協議会にオブザーバー参加するとともに、SS の継続決定後は運営費の補助を行っています。
- **中長期に向けた取組**:2018 年度に村民アンケートを実施するとともに、「SS 過疎地対策計画」を策定し、中長期の燃料供給のあり方について検討しました。これに基づき、地上タンク型 SS の実証事業を行いました。
- **需要の確保**:道の駅の隣接敷地に移転したことで、ツーリング客等の需要を取り込むことが期待されます。また、村から村民に利用権(割引券)を配布することによる、村民の需要喚起についても検討されています。
- **担い手の確保**:村民有志の「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぐとともに、道の駅の業務と兼務することにより人手不足の解消を図っています。



うるぎ 600 道の駅前 PS

(5) 岐阜県白川村

■ 経緯

2012 年、村内 2 箇所の SS のうち御母衣^{みぼろ}SS が、2020 年に地下タンクの更新期限が迫っていることを機に廃業する意向であることを受け、村として対応の検討を開始しました。

村は豪雪地帯であり、平時の安定供給の必要に加え、災害時についても SS の必要性を認識しており、住民から要望書が提出されるなど、地域全体で危機感を持っていました。

2019 年度に「SS 過疎実態調査・計画検討事業」にて村内の燃料需要の分析等を行った結果、2021 年度より村が 10 年間運営補助を行うことで、SS の存続が決定しました。

■ 主な取組内容・成果

- **地域住民の自分ごと化:** 地下タンクの更新期限の 5 年前の 2015 年から、村で地域の区長や議員と懇談会を行い、廃業の危機感を共有しました。その後も随時、地域の代表者との会合を行い、検討を進めてきました。
- **運営体制の構築:** 補助金を活用して、地下タンクの電気防食システムの設置工事を行いました。また、SS の持続的な運営のため、村から SS 事業者へ 2021 年度から 2030 年度まで助成金を交付することになりました。今後は村で策定した燃料供給計画に沿って、燃料供給体制の維持に取り組めます。
- **需要の確保:** 地域住民に、SS の維持管理の難しさについて説明し、特別の事情がない限り地区の SS で給油するように呼びかけをしています。



御母衣^{みぼろ}SS

(6) 奈良県川上村(一般社団法人かわかみらいふ)

■ 経緯

2016 年、村内唯一の SS 経営者が、高齢に加え後継者が不在であったことから年度内の廃業を決めました。山間部で集落が点在しており車が必需品であること、給湯器など夏場も灯油の使用量が多いこと、灯油配送需要などから、村として SS 存続の方策を検討しました。その結果、経営者は村に施設を無償で譲渡し、以前から地域住民の生活支援の活動を行っていた一般社団法人かわかみらいふが 2017 年 4 月から公設民営で SS 事業を承継することになりました。

■ 主な取組内容・成果

- **需要の確保:** 会員カードを発行し、また隣町の SS に近い地域の住民も多いことから隣町の SS と共通の会員制度・会員割引価格を実現し、会員加入率の向上、利便性の向上を実現しています。かわかみらいふという法人の取組全体に対して村民の理解が浸透しており、村民も村も SS の必要性を理解して積極的に利用しています。
- **多角化の取組:** かわかみらいふの事業として、移動スーパー、見守り、コミュニティカフェの運営、健康相談、ふれあいセンター(地域の公民館)における地域活動のサポート等の生活支援を行っています。ふれあいセンターでは灯油の販売も行っており、カフェに来店した顧客が灯油を買って帰るといった相乗効果を生んでいます。
- **担い手の確保:** かわかみらいふの職員は移住者が多く、移住政策と一体的な形で担い手確保を行っています。また、元経営者が従業員として働きながら当初スタッフを育成・サポートしてスムーズな継業を行ったり、SS 専門職員以外の職員も危険物取扱資格を取得したりするなどの取組も行っています。



かわかみ SS



移動スーパー

(7) 和歌山県すさみ町

■ 経緯

2010 年に SS が廃業した後、最寄りの SS まで 13km 離れてしまい、地域住民にとって不便な状況が続いていました。

住民の利便性向上と防災の観点から、廃業した SS を町が買い取り、公設民営の江住 SS として 2017 年から再開しました。一帯は南海トラフ地震で津波の被害を受ける恐れがある地域ですが、江住 SS 及び隣接する「道の駅すさみ」は標高 25m の立地で「防災道の駅」にも指定されており、広域的な防災拠点として位置付けられています。

■ 主な取組内容・成果

- **運営体制の構築:** 町では、過疎地域自立促進計画において SS 存続に向けた検討を位置づけ、資源エネルギー庁の補助金も活用して地下タンクの入れ替え等を行いました。地元で別の SS を運営する事業者が指定管理者となり、運営を再開しました。
- **需要の確保:** 現在は高速道路の暫定の終点で、串本町や那智勝浦町に向かう観光客が立ち寄りやすいため、観光客の利用があります。2025 年(予定)の高速道路延伸後は、観光客需要減にどのように対応していくかが課題となります。
- **担い手の確保:** 従業員は、SS 事業者が業務委託を活用して確保しています。複数の SS から業務委託を受けている事業者であるため、急な欠員時にも別の SS と人員調整を行うことが可能であるなど柔軟な対応が可能な利点があります。



道の駅すさみ



えすみ
江住SS

(8) 岡山県津山市阿波地区(合同会社あば村)

■ 経緯

2005 年に旧阿波村が合併により津山市に編入した後、急速に地域の高齢化・人口減少が進行していました。2013 年に地域唯一の SS が1年後の撤退を表明し、これを受け地区の自治組織が住民の意向調査の結果を踏まえ、住民出資会社による運営を決断。2014 年に「合同会社あば村」を設立して、SS と店舗の運営を開始しました。SS を核とした小さな拠点づくりに取り組んでいます。

■ 主な取組内容・成果

- **地域住民の自分ごと化:** 全世帯向けのアンケートの実施により、危機感を共有しました。地域住民が運営に参加し、一人一人が支えるという意識を持つことができる法人形態として合同会社を選択し、住民約 170 名が合計約 210 万円を出資して会社を設立しました。
- **需要の確保:** 官公需の買い支えが大きく、公用車や路線バスの需要、冬場は除雪車向けの軽油の需要があります。温浴施設向けの灯油需要もあり、月によっては大半を占めています。
- **多角化の取組:** 合同会社あば村として、店舗運営、移動販売と併せた見守りのほか、農産物の加工・生産・販売、小水力発電等の様々な事業に取り組んでいます。売上は、平成 28 年度期から令和 2 年度期で約 1.6 倍に伸長しました。平成 28 年度期の売上はほとんどがガソリンでしたが、令和 2 年度期の売上はガソリン、物販がほぼ半分ずつを占めており、物販の伸びが売上伸長に大きな影響を与えています。



あば商店(店舗)



あば商店(SS)

(9) 岡山県西栗倉村^{にしあわくらそん}

■ 経緯

2017 年頃、西栗倉村内唯一の SS の事業者から撤退の打診を受け、村と調整の結果いつたんは継続することとなりました。しかし 2019 年に入って、2020 年 3 月末の撤退が正式決定した旨の申し出を受け、村にて今後について検討を始めました。

雪の多い地域であり、さらに災害時の対応も考慮した結果、村での承継を決定。村が設備を買い取り、村 100%出資の第三セクターである株式会社あわくらグリーンリゾートが運営を承継することとし、2020 年 4 月より「あわくら SS」として営業を開始しました。

■ 主な取組内容・成果

- **運営体制の構築:** 燃料供給を途切れさせないよう、短期間で運営体制を整えるため、第三セクターで運営することにしました。また、村で以前から軽油の卸売を行っていた事業者から燃料の仕入を委託し、応援関係を築くことができました。
- **需要の確保:** 撤退した事業者が、地元の需要をあわくら SS に引き継ぐよう協力してくれました。会員情報の引継ぎにも協力を得られました。
- **担い手の確保:** 以前の運営主体の従業員 OB や、村内の事業者からの支援を受けながら、社員の危険物取扱者資格取得を支援し、円滑に承継することができました。
- **事業収支の改善:** 人件費削減等の取組により、民間でも運営が可能と期待できる水準まで赤字を圧縮することができており、将来的には民間事業者にも運営を再び引き継ぐ可能性もあります。



あわくら SS

(10) 高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)

■ 経緯

2004 年、JA 出張所と併設されていた地区唯一の SS が翌年に撤退することになり、住民により SS や日用品・食料品の販売を継続していくために委員会を設立しました。検討を重ねた結果、100 名を超える住民が株主として計 700 万円を共同出資し、「株式会社大宮産業」を設立し、2006 年 5 月に SS と店舗の運営を開始しました。

■ 主な取組内容・成果

- **需要の確保:**地区住民の大半が給油を大宮産業の SS で行っています。また、農業が地域の基幹産業であるため、農業用の混合ガソリンの供給も重要な役割となっています。
- **多角化の取組:**併設する店舗では、食品・日用品の他、農業資材や酒、たばこなどを販売しており、順次販売品目を増やしています。店舗への来訪が困難な高齢者には、配送および店舗までの送迎サービスを行い、買い物需要を増やしています。
- **担い手の確保:**地元住民の役員とパートで運営しており、パートが交代で店舗での接客と SS の給油を行っているほか、地域おこし協力隊にも協力してもらっています。危険物取扱者資格の講習代等の費用は大宮産業が全額負担しています。



大宮産業(店舗)



大宮 SS

(11) 大分県杵築市大田地区(合同会社おおた夢楽)

■ 経緯

大田地区(旧大田村)唯一の SS 経営者は、高齢と地下タンクの更新期限を理由に、2021 年 12 月末での廃業を決めました。それを受けて、2021 年 7 月より、商工会を中心に市役所、大田ふるさとづくり協議会、専門家等による協議を行った結果、同協議会の会長が代表となって「合同会社おおた夢楽」を設立し、事業を承継して SS を運営することになりました。地下タンク改修の資金調達にガバメントクラウドファンディングを活用する等により、2022 年 2 月に開業しました。

■ 主な取組内容・成果

- **地域住民の自分ごと化:**大田ふるさとづくり協議会の広報誌を毎月発行し、SS に関する情報や協議会の取組をタイムリーに伝えることで、地域住民の SS を残そうという危機感を作り上げていきました。また、ガバメントクラウドファンディングを通じて、地域住民のみならず地元出身者や地域に関係のある方の共感も得て、SS 維持に協力してもらうことができました。これらの取組により、開業後、住民も積極的に利用し、地域の SS を維持しようという動きが生まれています。
- **運営体制の構築:**地域課題を解決する組織として、大田ふるさとづくり協議会の会長と賛同する有志で会社を設立することになりました。市担当者が地域内外の多様な主体を巻き込み、短期間での調整・体制構築を行いました。
- **担い手の確保:**SS での勤務経験がある危険物取扱者の有資格者に市から依頼するとともに、地域の U ターン者が集まるイベントを通じて有資格者に協力してもらい、必要な従業員を確保することができました。
- **多角化の取組:**社会福祉協議会と連携し、灯油配送と組み合わせた地域の高齢者の見守りを実施しています。他にも様々な油外事業を検討しています。



合同会社おおた夢楽 大田 SS

【参考】他の業種の過疎地域における取組事例

① 株式会社セコマ

株式会社セコマは、小売事業としてコンビニエンスストア「セイコーマート」を北海道・茨城県・埼玉県に展開しています。特に北海道では179市町村中175市町村に出店し、震災時も営業を継続して物資供給を担うなど、地域のライフラインとして重要な役割を果たしています。

同社では、採算を取るには厳しいと思われる地域においても要請に応えた出店を行っています。例えば、人口900人の紋別市上渚滑地区では、唯一の小売店が2017年1月に閉店したため、地域住民から出店を求める要請がありました。本来店舗運営は困難な商圈規模ですが、地域住民や行政と協力し、様々なコスト削減の工夫を行うことで、2017年8月にセイコーマート上渚滑店を開店しました。セコマグループの既存の物流ルートで配送が可能だったこと、市が早い段階から危機意識を持ち、建設費の助成等支援に前向きであったこと、地域住民が土地を提供する等協力的であったことが開業の後押しとなりました。

「地域と共存共栄するコンビニ」として、都市部のみならず、採算を取るのが厳しいと思われる地域においても、地域住民や行政の協力を前提に、地域貢献の観点も踏まえて出店し、営業していく。様々な工夫を凝らしてコスト削減を行うとともに、地域とともに店舗を維持する。

簡単なことではありませんが、こうした考え方や地域と関わり方、取組はSS過疎地対策においても大いに参考になると考えられます。

表 4-1 セイコーマート上渚滑店におけるコスト削減の工夫

コスト	取組
人件費・光熱費	地域住民とも協議し、営業時間を6:30～21:00に短縮。 ※グループ全体で、24時間営業の店舗比率は20%未満
物流費	既存の物流ルートの途中の地域であるため、グループ全体として新たな物流コストは発生しないという考え方。
地代・家賃・ 店舗建物の 減価償却費	住民が市に寄付し、市が無償貸与した土地を活用。市の建物への助成も活用。 (イートインコーナーを整備し、そのコーナーを都市間バスの待合所として市に貸し出している)



② 日本郵政グループ(日本郵便株式会社)

法律に基づき、日本郵政及び日本郵便には全国の郵便局ネットワークの維持及び全国一律のサービス提供(ユニバーサルサービスの提供)が義務付けられています。日本郵便では、全国に23,812局の郵便局を展開し、そのうち過疎地域は7,752局(2021年3月末)に上ります。

日本郵政グループの中期経営計画では、『お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」』を目指す姿として掲げ、グループ外の企業等とも共創しながら新規ビジネス等の創出に取り組むこととしています。

例えば、郵便局窓口事業では、「地域の拠点」となる店舗を活かし、地方公共団体の事務を受託する郵便局や、地方公共団体施設との併設、駅の窓口との一体的運営、コンビニを併設等の様々な取組を行っています。SS事業者が簡易郵便局を併設し、運営している事例もあります。

特に過疎地域においては、後継者不足や顧客の減少を受けて、このような地域の多様な事業主体の連携や兼業も重要になってきています。

このような「地域の拠点」として、地域のニーズに応じて他の企業と「共創」し、様々なサービスを提供していこうとする姿勢や取組は、SS過疎地対策においても大いに参考になると考えられます。

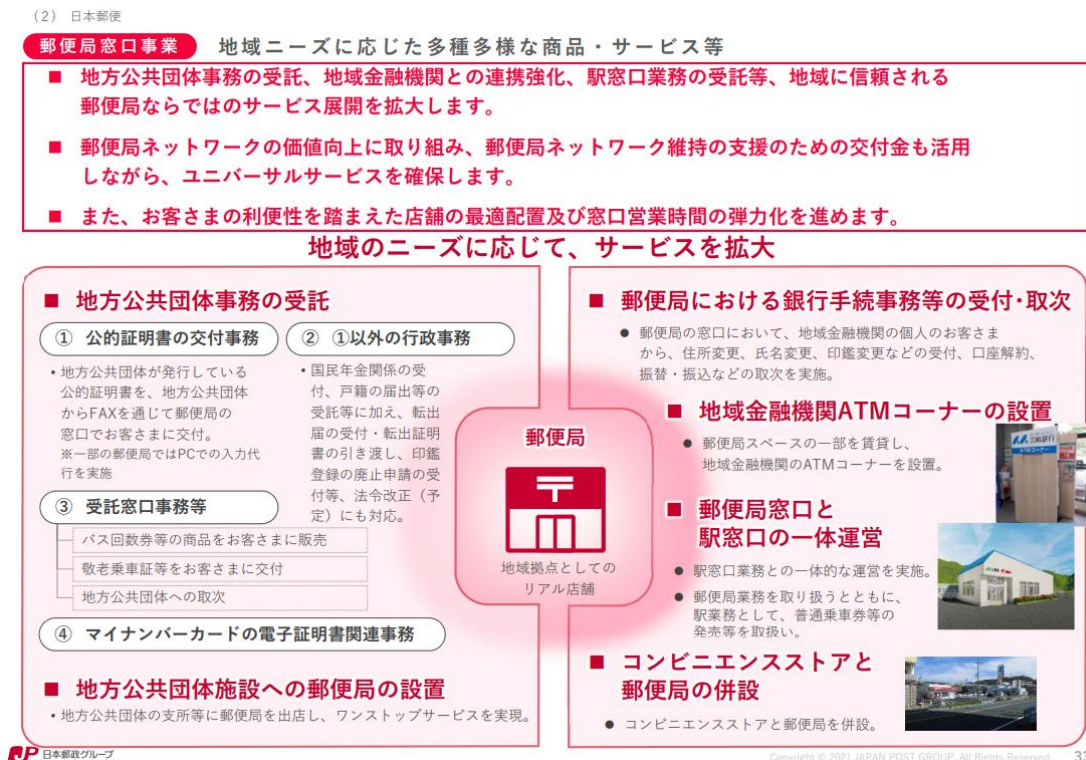


図 4-1 郵便局窓口事業における取組

5. 基礎情報・支援ツール

(1) SS 運営に係る想定されるコストの試算

SS は地域における石油製品の安定供給を担う、地域住民にとって不可欠なインフラです。一方で、ガソリンなどの危険物を取り扱うため、その安全性を担保することが大前提であり、消防法令によって技術的な基準や義務が定められています。

以下に代表的な事項について整理しました。

■ 地下貯蔵タンクの基準

現行の消防法令による基準では、新たに地下貯蔵タンクを埋設する際には、以下のいずれかの方法とする必要があります。

- 鋼製一重殻タンク又は二重殻タンクを地盤面下のタンク室に設置する方法
- 二重殻タンクを直接地盤面下に設置する方法
- コンクリートで被覆して地盤面下に設置する方法(漏れ防止構造)

また、二重殻タンクには、漏えいを検知するための設備を設置することや、一重殻タンクには、漏えいを検査するための管を周囲に4か所以上設けること等、技術上の基準に適合するように設置する必要があります。

■ 危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応

危険物施設の流出事故件数は平成 6 年以降増加し、近年、高い水準で推移しています。地下貯蔵タンク等からの腐食等劣化による流出事故が多数発生しており、構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されます。これを踏まえ、平成 23 年 2 月 1 日に消防法令が施行され、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、腐食のおそれが(特に)高いものについて、以下の危険物の流出防止措置が義務化されました。

- 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク(設置年数 50 年以上、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが 8.0 mm未満等の要件を満たすもの)
⇒地下貯蔵タンクからの危険物漏えいの未然防止対策(内面補強(内面ライニング施工)、外面腐食防止(電気防食システム設置))
- 腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク(設置年数 40 年以上 50 年未満、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが 6.0 mm未満等の要件を満たすもの)
⇒前項で掲げた対策又は危険物漏えい早期発見対策(危険物の微少な漏れを検知するための設備の設置(精密油面計))

■ 定期点検の義務

地下貯蔵タンクを有する SS は、原則として1年に1回以上の点検義務があります。このうち、埋設後 15 年を超えないタンク・配管及び1週間に1回以上危険物の漏えい確認等の措置をしているタンク・配管については、3年に1回以上の漏えい点検義務があります。また、定期点検の記録は一定期間保存する義務があります。

計量機については、1 年に 1 回の定期点検と 7 年に 1 回の計量法に基づく検定が義務づけられています。

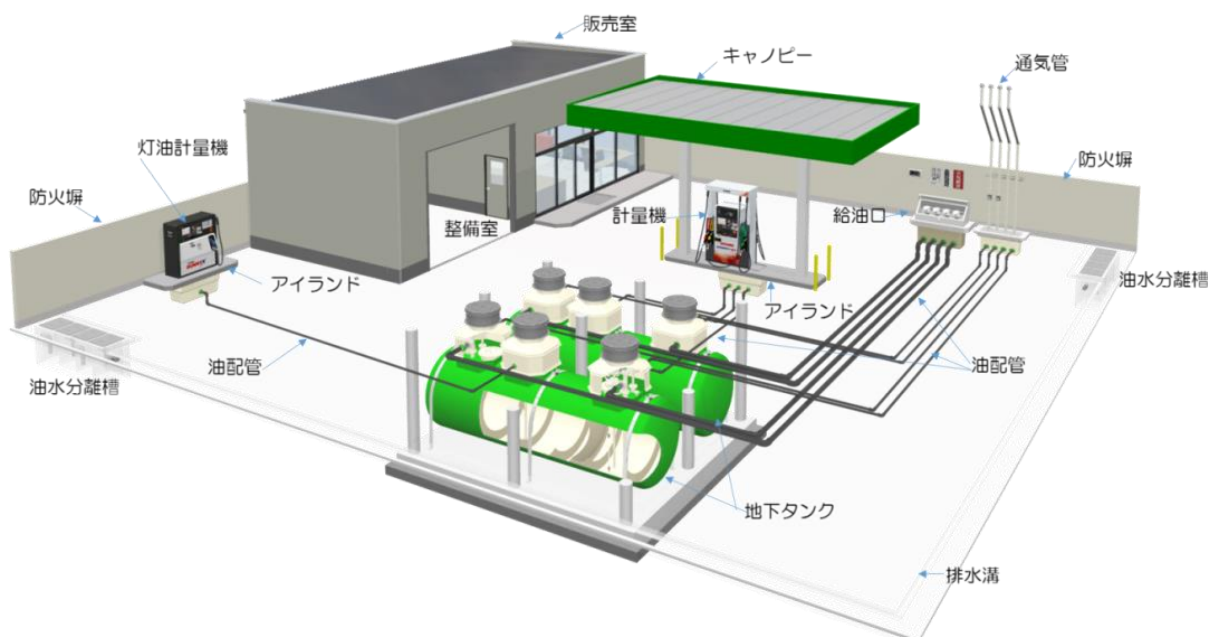
■ 地下貯蔵タンク等の放置防止

土壤汚染の防止及び防災上の観点から、廃止タンクは撤去することが原則となっています。

上記のように、施設の構築や維持等に当たり様々な対応が求められます。これらに要する費用はタンク容量やどれだけの設備をそろえるか等により大きく変わります。

例えば、SS の新設には目安として 8,000 万円以上(地上タンク型なら 1 基(3 油種) 2,500 万円以上+他の設備費用)要すると言われていますが、実際にはオーダーメイドであり、地盤や施設の規模、設備により費用は大きく変わりますので、見積もりを取ってみたいとわからないのが実態です。

タンク入換等個別の工事に要する金額については、補助金の補助上限額を参考にしてください。また定期点検については 5 万円を目安としてください。



(2) 政府による支援について

ここでは、政府による令和4年度の支援策をご紹介します。このほか、補正予算などで臨時に支援策が取られることもあります。（①～⑧の支援策の内容は、45 ページ以降に説明）

■ SS 事業者向け

内容	事業名(大区分)	事業名(小区分)
SS 設備等への支援	⑥災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	- 地下タンクの入換・大型化支援 - ペーパー改修整備の導入支援 - 防水型計量機の導入支援
	⑦離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業	- 漏えい防止のための補強工事支援 - 地下タンク等の撤去支援 - 地下タンクの効率化等支援
	⑧地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援事業
先進的取組に対する支援	⑧地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	技術開発等支援事業

■ 自治体向け

内容	事業名(大区分)	事業名(小区分)
地域に必要な SS の設備等に対する支援(施設整備)	⑤「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	
	⑧地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 －燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援事業	
地域に必要な SS の維持に対する支援(施設整備以外)	③過疎対策事業債 過疎地域持続的発展特別事業(ソフト分)	
地域の「拠点」としての再編・集約等への支援	⑤「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	
地域計画の策定に関する支援	⑧地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	燃料供給に関する計画策定支援事業
先進的取組に対する支援	①地方創生推進交付金	
	⑧地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	技術開発等支援事業

■ 地域の市民団体等向け

内容	事業名(大区分)	事業名(小区分)
住民が主体となつて 行う地域課題解決 に資する取組の支 援	②小さな拠点の形成に資する事業 を行う株式会社に対する特例措 置	
	④過疎地域等集落ネットワーク圏 形成支援事業	
地域の「拠点」にお いて再編・集約等を 考えている場合の 支援	⑤「小さな拠点」を核とした「ふる さと集落生活圏」形成推進事業	

① 地方創生推進交付金

支援概要	デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援。 ● 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援 ● KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援 ● 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
スキーム	地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を作成し、内閣総理大臣が認定
補助対象等	<u>先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開</u> ● 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例)しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
問合せ先	内閣府地方創生推進事務局 電話:03-6257-1416

② 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置

支援概要	中山間地域等で雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対して個人が出資した場合、出資額(上限:800 万円か総所得金額の 40%に相当する金額のいずれか低い方)から 2 千円を引いた額を総所得金額から控除できる特例措置。
スキーム	地域再生計画の作成・認定→株式の払込みの確認申請→確定申告→事業実施
補助対象等	● 対象地域:中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア) ● 会社要件:中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立 10 年未満、常時雇用者 2 人以上等
問合せ先	内閣府地方創生推進事務局 電話:03-5510-2457

③ 過疎対策事業債 過疎地域持続的発展特別事業(ソフト分)

支援概要	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 14 条第 2 項に定める「住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(基金の積立てを含む。))の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)」について、各市町村の発行限度額の範囲内で活用が可能。
スキーム 他	下図参照 ※対象地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)に規定する過疎地域であり、必ずしも SS 過疎地とは一致しない。
問合せ先	総務省自治財政局財務調査課 電話:03-5253-5648

過疎対策事業債ソフト分について

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第14条第2項
前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。
- 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象
(出資及び施設整備費を除く)
- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
② 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
③ 地方債の元利償還に要する経費
④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

～具体的な事業例～

① 地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



② 生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③ 集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策等

④ 産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)

④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(過疎地域持続的発展支援交付金)

支援概要	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の住民が主体となつて行う地域課題解決に資する取組を支援
スキーム 他	下図参照 ※対象地域は、過疎地域、特定農山村地域や振興山村地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域等の条件不利地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域。ここでいう「過疎地域」は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 19 号)に規定する過疎地域であり、必ずしもSS 過疎地とは一致しない
問合せ先	総務省地域力創造グループ過疎対策室 電話:03-5253-5536

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R4予算額:4億円
(R3予算額:4億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
※下記事業については、限度額を上乗せ
 - ①専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
 - 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

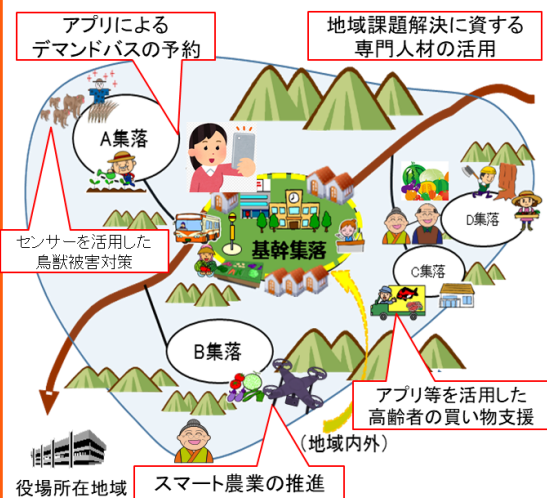
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

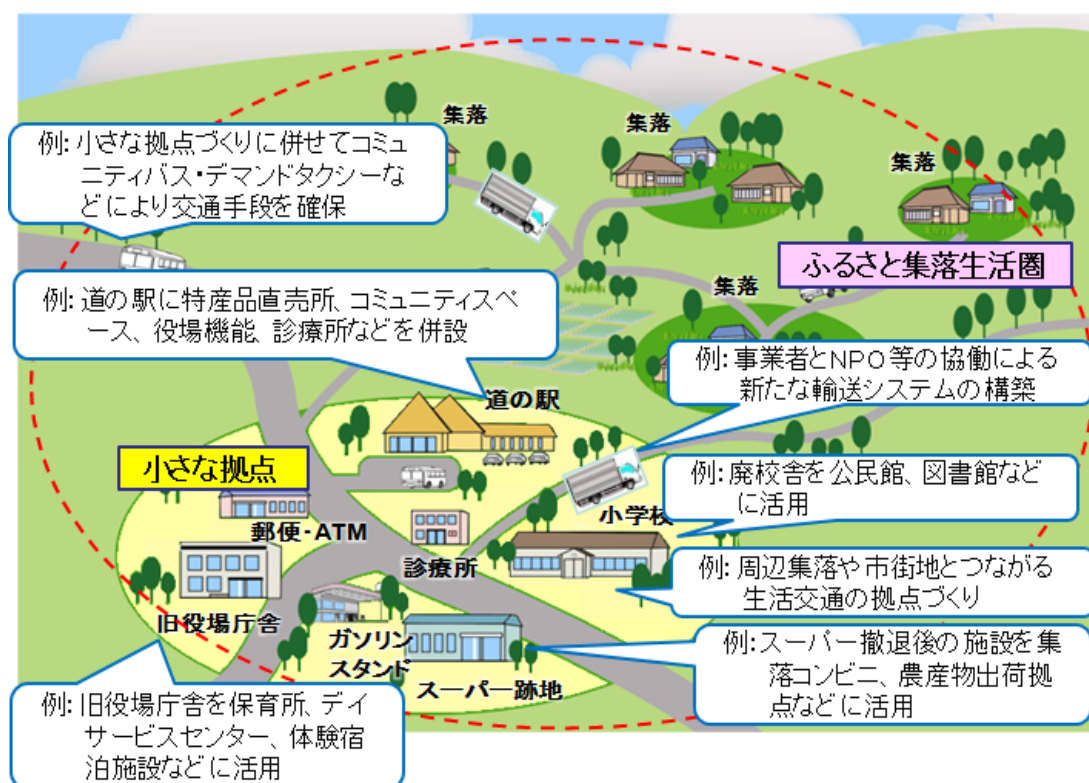
集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

⑤ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

支援概要	「小さな拠点」は、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐことで、必要な生活サービス機能等を維持するとともに、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。この「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した施設の再編・集約等に対する支援を行っている
補助対象等	● 実施主体：市町村、NPO 法人等（間接補助） ● 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域（都市計画区域等一定の地域を除く） ● 補助率：1／2以内（市町村）、1／3以内（NPO 法人等） ● 対象事業：モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等
問合せ先	国土交通省国土政策局地方振興課 電話：03-5253-8403



⑥ 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業

ア) 地下タンクの入換・大型化支援	
支援概要	既存の地下タンク・配管を二重殻タンク、樹脂製配管等に入れ換える工事への支援。なお、タンクの容量は入換前より増加することが必要。また、資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者、市町村 ● 補助対象:地下タンク・配管の入換工事費、タンク本体、土壌浄化工事、設計・申請手数料等 ● 補助対象経費上限:2,000 万円(補助率をこれに乘じる) ● 補助率: 【過疎地】中小企業3/4、非中小企業1/4、市町村所有10/10 【非過疎地】中小企業2/3、非中小企業1/4
イ) ベーパー回収整備の導入支援	
支援概要	計量機又は荷卸し設備をベーパー回収型に入れ換える等の場合の支援。資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者 ● 補助対象:ベーパー回収設備(計量機、荷卸し設備)本体購入費、設置工事費等 ● 補助対象経費上限:1 台あたり 250 万円(補助額上限 125 万円) ● 補助率:1/2
ウ) 防水型計量機の導入支援	
支援概要	計量機を防水型計量機に入れ換える場合の支援。資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者 ● 補助対象:防水型計量機の本体購入費、設置工事費等 ● 補助対象経費上限:1 台あたり 250 万円(補助額上限 125 万円) ● 補助率:1/2
問合せ先	資源エネルギー庁石油流通課 電話:03-3501-1320

⑦ 離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業

ア) 漏えい防止のための補強工事支援	
支援概要	消防法に基づく石油製品の流出防止事故対策を行うことが必要な地下タンクに対し、FPR ライニング施工工事、電気防食システム設置工事等への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者 ● 補助対象:内面ライニング工事に要する経費、電気防食システム設置工事に要する経費等 ● 補助対象経費上限:1,000 万円～300 万円(補助率をこれに乘じる) ● 補助率:中小企業2/3
イ) 地下タンク等の撤去支援	
支援概要	給油所閉鎖時における地下タンク・配管を撤去する工事への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者 ● 補助対象:地下埋設物の撤去工事費、土壌浄化工事費 ● 補助対象経費上限:1,000 万円(補助額上限 666 万円) ● 補助率:中小企業2/3
ウ) 地下タンクの効率化等支援	
支援概要	地下タンクを効率化(小型化又は簡易計量機等の導入)する際の工事への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和 4 年度は一般社団法人全国石油協会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:SS過疎地等の揮発油販売業者、市町村 ● 補助対象:地下タンク・配管の入換工事費、土壌浄化工事費等 ● 補助対象経費上限:3,000～2,000 万円(補助率をこれに乘じる)※予定 ● 補助率: 【総合計画等に位置づけのある地域】中小企業3/4、市町村所有10/10 【総合計画等に位置づけのない地域】中小企業2/3
問合せ先	資源エネルギー庁石油流通課 電話:03-3501-1320

⑧ 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業

ア) 燃料供給に関する計画策定支援	
支援概要	市町村主導による燃料供給に関する計画の策定に要する経費への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和4年度は全国石油商業組合連合会)→市町村
補助対象等	● 申請資格:SS 過疎地等に該当する市町村 ● 補助対象:計画を策定する際に必要な諸経費 ● 補助対象経費上限:1,000 万円(750 万円まで補助) ● 補助率:3/4
イ) 燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援	
支援概要	市町村の燃料供給に関する計画に基づく設備整備等に要する経費への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和4年度は全国石油商業組合連合会)→市町村等
補助対象等	● 申請資格:SS 過疎地等の市町村、当該市町村に立地する SS 事業者等 ● 補助対象:リニューアル、移設等による設備整備のために必要な諸経費 ● 補助対象経費上限:1億円 ● 補助率:過疎法過疎地又は財政力指数 0.51 以下の市町村3/4、それ以外の市町村1/2、中小企業3/4
ウ) 技術開発・実証支援	
支援概要	カーボンニュートラル、過疎化、人手不足等の課題克服に向けた新たな機器等の技術開発や実証事業に要する経費への支援。
スキーム	国→民間団体等(令和4年度は全国石油商業組合連合会)→揮発油販売業者等
補助対象等	● 申請資格:揮発油販売業者、設備の開発・製造を行う者、コンソーシアムの代表者 ● 補助対象:事業を実施するに当たり必要な諸経費 ● 補助対象経費上限:1.5 億円 ● 補助率:10/10
問合せ先	資源エネルギー庁石油流通課 電話:03-3501-1320

(3) 最近の SS に関する規制緩和等の状況について

1) 「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」関係の規制緩和について

令和元年度及び令和 2 年度に、消防庁により「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」が開催され、安全確保を前提として規制のあり方について議論されました。

その結果以下のような規制緩和がなされることとなりました。

① セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可等	
内容	セルフ給油取扱所において、事業所内の制御卓に従業員を配置し、顧客による給油作業の監視等を行うこととされているが、タブレット端末等によっても給油許可等を可能とした。
概要	以下の資料の3ページ目 https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/rei_0202_04.pdf
② 給油取扱所における屋外での物品販売等	
内容	物品販売等の業務は原則として建築物の1階で行うこととされているところ、建築物の周囲の空地であっても、物品販売等の業務を可能とした。
概要	以下の資料の3ページ目 https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/rei_0202_04.pdf
③ 営業時間外におけるスペース活用の検討	
内容	営業時間外においては、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずることとされているが、営業時間外における販売等の業務に係る運用についてとりまとめた。
概要	以下の資料の6枚目(5ページ) https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210330_kih_o_1.pdf
関係通知	令和 3 年 3 月 30 日付け消防危第 50 号「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」 https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210330_kiho_50.pdf
④ 屋内給油取扱所の上屋(キャノピー)制限の緩和	
内容	屋内給油取扱所の範囲について、火災の予防上安全であると認められるもので、上屋(キャノピー)の面積割合が2/3までのものを対象から除く(屋外給油取扱所として認める)こととした。
概要	https://www.soumu.go.jp/main_content/000761047.pdf

⑤ 地上に貯蔵タンクを設置する給油取扱所の活用方策

内容	固定給油設備等に接続する専用タンクは地盤面下に埋設することとされているが、 ● 過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS 過疎地対策計画」により住民合意があること ● ハザードマップで示された災害危険がないこと(ただし、想定される災害危険への対策がなされ、危険性が十分低減された場合はこの限りでない。) ● 建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準を満たしていること 等を条件に、特例を適用し地上に貯蔵タンクを設ける場合の考え方について取りまとめた。
概要	以下の資料の 9 枚目(8ページ) https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210330_kihou1.pdf
関係通知	令和 3 年 3 月 30 日付け消防危第 51 号「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(第1、第2、第4、別添1) https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/e318f97c148ce999f1b876b4cf8288a86157ab63.pdf

⑥ 移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油等を行う給油取扱所の活用方策

内容	定期的に各地域を巡回し、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油等を行う形態について、 ● 過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS 過疎地対策計画」により住民合意があること ● ハザードマップで示された災害危険がないこと(ただし、想定される災害危険への対策がなされ、危険性が十分低減された場合はこの限りでない。) ● 建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準を満たしていること 等を条件に、特例を適用し設ける場合の考え方について取りまとめた。
概要	以下資料の 10 枚目(9ページ) https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210330_kihou1.pdf
関係通知	令和 3 年 3 月 30 日付け消防危第51号「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(第1、第3、第4、別添2) https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/e318f97c148ce999f1b876b4cf8288a86157ab63.pdf

⑦ 簡易タンクの油種指定の柔軟化

内容	防火地域及び準防火地域以外の地域においては、簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができるとされているが、設置する地域の実情に応じて油種を柔軟に取り扱うこととして差し支えないこととした。
関係通知	令和 3 年 3 月 30 日付け消防危第 51 号「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(第1、第2第3項、第4) https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/e318f97c148ce999f1b876b4cf8288a86157ab63.pdf

2) その他

呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策	
内容	通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合(呼び出しに応じて給油等を行う場合)は、以下の指針により安全確保を行うものとしている。
関係通知	平成 28 年 3 月 25 日付け消防危第 44 号「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」 https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/280328_ki44.pdf

SS に関する規制緩和等に関する問合せ先

消防庁 危険物保安室

電話:03-5253-7524

(4) 地方創生を巡る動き

政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年度改訂版)」及びこれを実現するため、令和 2 年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を提示する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、令和元年 12 月 20 日に閣議決定しました。

地方創生を推進するにあたっては、明確な基本目標や KPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCA サイクルにのっとり、各施策を継続的に改善することにより、着実な効果を実現していくことが重要です。このため、国においては、総合戦略を令和元年 12 月に閣議決定して以降、令和 2 年にも改訂を行っています。

また、地方公共団体においても、「地方版総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した切れ目のない地方創生の取組が推進されています。国としては引き続き意欲と熱意のある地域の取組について情報、人材、財政の側面から積極的に支援を行っていくこととしています。

ガソリンスタンドは、住民の生活に必要な生活サービス機能であり、小さな拠点が有する機能の一つとして石油製品の供給システムの中心として位置付けられています。以下は「総合戦略」において、「小さな拠点」の形成における石油製品の供給に関する記載を抜粋したものです。

【参考】「小さな拠点」の形成における燃料供給関連記載箇所(抜粋)

第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」(2020 改訂版)(令和 2 年 12 月 21 日)
政策パッケージ

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

② 魅力的な集落生活圏の形成(「小さな拠点」の形成等)

i 「小さな拠点」の形成の推進

(b) 地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立の推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等による「地域循環共生圏」の創造、関係人口の創出・拡大など多機能型、分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、経済産業省資源エネルギー庁石油流通課、環境省大臣官房環境計画課)

(5) 石油業界関係事業者の取組

① 石油元売会社

(i) 出光興産株式会社	
取組	● 既存 SS に対する経営力強化活動の継続 ➢ 地域特性に合った販売方法、運営方法の提案 ➢ SS ネットワークを地域住民の生活を豊かにする「よろずや」化構想の展開 ● 各自治体からの相談案件への対応 ➢ 相談のあった個別案件毎に事業性可否の精査 ➢ 周辺特約販売店の紹介 ● 個別案件への対応 ➢ 安定供給の継続を念頭に置いた協議
(ii) キグナス石油株式会社	
取組	● 特約店を通じ SS が市町村に3箇所以下の自治体に立地する系列 SS の現状把握を実施、同時に運営の工夫による経営効率化についての情報提供 ● 今後、具体的な要請が上がれば、特約店・販売店と共に自治体と相談しインフラ維持を検討・模索していく
(iii) コスモ石油マーケティング株式会社	
取組	● 多額の投資が必要になる電気防食措置や FRP ライニングなどの消防法対応が SS 閉鎖の要因になる場合があるため、系列 SS のタンク埋設時期等のデータベースを作成 ● SS が市町村に3箇所以下の自治体に立地する系列 SS を把握し、閉鎖動向を収集し、営業継続に係る検討や種々の支援を実施するフローを構築
(iv) ENEOS 株式会社	
取組	● 過疎地が抱える事情や課題に応じた提案方法の検討
(vi) 太陽石油株式会社	
取組	● SS 過疎地に立地する自系列 SS の調査・把握 ● 省令改正や業界動向等、経営効率化に繋がる情報の提供 ● 今後、自治体等から具体的な要請があがれば検討を行っていく

② 全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)

(i) 福島県石油商業組合	
取組	2011 年以降、毎年 SS 過疎地の現状を県議会で説明し、問題の認知度向上に努めている。また、三島町における閉鎖 SS 再開に関しては、閉鎖前の 2015 年から町と共同で対応策を検討するとともに、閉鎖後に設置された町の SS 過疎地対策委にも出席し、SS 運営に関するアドバイスをを行った。
(ii) 長野県石油商業組合	
取組	県産業労働部や危機管理部などの全面協力を得て 2018 年 8 月に「SS 過疎地対策 NAGANO フォーラム」を開催。市町村担当者やマスコミ関係者 150 人を前に、同県の副知事が SS 過疎問題への危機感を表明した。また、関東経産局とも SS 過疎地問題について意見交換を実施している。
(iii) 千葉県石油商業組合	
取組	従来の「1市町村内に3SS 以下」という SS 過疎地基準だけでなく、道路距離基準による SS の配置等データの整理を進めるとともに、災害時対応の観点を含め、県の関連部署との協議を継続している。また、今後は SS 過疎エリアの組合員事業者へのヒアリングの実施を予定している。
(iv) 大分県石油商業組合	
取組	大分県杵築市大田地域(旧大田村)で地域の住民自治組織の有志が設立した合同会社が地域唯一の SS の運営を引き継ぐにあたり、補助金利用に関する説明・手続支援、揮発油販売の登録支援などを通じて、中山間地の SS 存続に協力した。

③ 石油連盟

取組	SS 過疎地等における人手不足の解消、業務の効率化に向けた手段の一つとして、石油元売会社が開発を進めている AI を活用した給油許可監視システムの実装に向け、関係者より構成される WG を組織して、AI システムの評価方法等に関するガイドライン案を作成している。 SS 過疎地の一つである奈良県川上村における灯油等の燃料供給に関する先進的な事例について、他の自治体に紹介する活動を実施している。
----	---

④ 全国農業協同組合連合会

取組	● 施設老朽化対応 SS 洗車機やピット室などを省くといった、必要最小限の機能に絞って建設費及び運営費を最小化した「コンパクトセルフ SS」の提案 ● 運営コスト最適化対応 給油エリアの特性にあわせた運営手法等の提案
----	---

(6) 相談窓口

1) 行政機関の相談・連絡先

資源エネルギー庁	石油流通課	03-3501-1320
北海道経済産業局	資源・燃料課	011-709-1788
東北局経済産業局	資源・燃料課	022-221-4934
関東経済産業局	資源・燃料課	048-600-0371
中部経済産業局	資源・燃料課	052-951-2781
近畿経済産業局	資源・燃料課	06-6966-6044
中国経済産業局	資源・燃料課	082-224-5722
四国経済産業局	資源・燃料課	087-811-8536
九州経済産業局	資源・燃料課	092-482-5476
沖縄総合事務局	エネルギー・燃料課	098-866-1759

2) 各都道府県石油商業組合連絡先

北海道石油商業組合	011-822-8111	札幌地方石油業協同組合	011-822-8114
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	函館地方石油業協同組合	0138-23-4426
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	北見地方石油業協同組合	0157-23-4582
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	日高地方石油業協同組合	0146-22-2366
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	紋別地方石油業協同組合	0158-24-2061
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	青森県石油商業組合	017-722-1400
岩手県石油商業組合	019-622-9528	宮城県石油商業組合	022-265-1501
福島県石油商業組合	024-546-6252	秋田県石油商業組合	018-862-6981
山形県石油商業組合	023-664-2821	新潟県石油商業組合	025-267-1321
長野県石油商業組合	026-217-6740	群馬県石油商業組合	027-251-1888
栃木県石油商業組合	028-622-0435	茨城県石油商業組合	029-224-2421
千葉県石油商業組合	043-246-5225	埼玉県石油商業組合	049-235-5111
東京都石油商業組合	03-3593-1421	神奈川県石油商業組合	045-641-1351

静岡県石油商業組合	054-282-4337	山梨県石油商業組合	055-233-5850
愛知県石油商業組合	052-322-1550	三重県石油商業組合	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	058-271-2903	富山県石油商業組合	076-429-8811
石川県石油商業組合	076-256-5330	福井県石油商業組合	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	077-522-7369	京都府石油商業組合	075-642-9733
大阪府石油商業組合	06-6362-2910	奈良県石油商業組合	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	073-431-6251	兵庫県石油商業組合	078-321-5611
岡山県石油商業組合	086-246-2040	広島県石油商業組合	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	0859-21-1400	島根県石油商業組合	0852-25-4488
山口県石油商業組合	083-973-4400	徳島県石油商業組合	088-622-6406
高知県石油商業組合	088-831-0439	愛媛県石油商業組合	089-924-3856
香川県石油商業組合	087-833-9665	福岡県石油商業組合	092-272-4564
大分県石油商業組合	097-533-0235	佐賀県石油商業組合	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	095-826-4181	熊本県石油商業組合	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	0985-24-7775	鹿児島県石油商業組合	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	098-998-1871		

SS過疎地対策ハンドブック

発行

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課

平成28年5月 初版

平成29年5月 第二版

令和4年6月 第三版